

第4期吉田町地域福祉計画・ 第4期吉田町地域福祉活動計画

令和5(2023)年度～令和9(2027)年度

令和5年3月

吉 田 町

吉田町社会福祉協議会

はじめに

本町では、平成 20 年 3 月策定の吉田町地域福祉計画、平成 25 年 3 月策定の第 2 期吉田町地域福祉計画及び平成 30 年 3 月策定の第 3 期吉田町地域福祉計画により、地域における支え合いの取組を推進してまいりました。



この間、少子高齢化の進行、単身高齢者・高齢者のみ世帯及び共働き世帯の増加等により、介護や見守り、子育て支援がこれまで以上に必要となるほか、核家族化、ひとり親世帯の増加、近所付き合いの希薄化等により、家庭及び地域の支援力が低下しております。また、新型コロナウイルス感染症の拡大により、地域活動やイベント等の開催が制限され、人と人とのつながりが更に希薄化するとともに、孤立の深まり等が懸念されます。

こうした地域福祉を取り巻く環境の変化や、新たな地域福祉課題に対応するため、制度・分野ごとの縦割りや支え手、受け手という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参加し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現を目指し、この度「第 4 期吉田町地域福祉計画」を策定いたしました。

本計画では、第 5 次吉田町総合計画で目指す将来都市像である「人が集い、未来へはばたく 魅力あふれるまち 吉田町」の実現に向け、地域福祉分野の基本目標である『ともに支えあい、いつまでも住み慣れた地域で暮らせるまち』を計画の基本理念として掲げ、各種施策の推進により、さらなる地域福祉の推進に向け、だれもが健康でいきいきと暮らせるまちづくりを目指してまいります。

結びに、本計画の策定に当たり、貴重な御意見をいただきました吉田町地域福祉推進委員会委員の皆様をはじめ、アンケート調査やパブリックコメントなどに御協力いただきました住民並びに関係団体の皆様に深く感謝申し上げます。

令和 5 年 3 月

吉田町長 田村典彦

第4期吉田町地域福祉活動計画の策定にあたって

近年、人口減少、少子高齢化の進行、家族や地域で支え合う力の弱体化や住民同士の繋がりが希薄化するとともに、社会的孤立、生活困窮、ひきこもり、8050問題、ダブルケア、ヤングケアラーなど、地域住民が抱える課題は複雑化・複合化し、多発する自然災害や新型コロナウイルス感染症の拡大を受けて地域社会を取り巻く環境は大きく変化しています。



こうした中、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けていくためには、行政・地域住民・福祉関係事業者・ボランティアなどによる地域福祉活動を推進していくことが重要になっています。

第4期吉田町地域福祉活動計画は、第3期吉田町地域福祉活動計画に引き続き、「ともに支えあい、いつまでも住み慣れた地域で暮らせるまち」を基本理念として、地域福祉を推進していく上での方向性を共有するため、第4期吉田町地域福祉計画と一体的に策定いたしました。

地域福祉の一層の充実のために、住民の皆様とともに、本会が一緒になって更なる取り組みを進めてまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重な御意見や御提言を賜りました吉田町地域福祉活動計画策定委員会委員の皆様をはじめ、住民並びに関係団体の皆様、アンケート等に御協力を頂いた皆様に心から感謝とお礼を申し上げます。

令和5年3月

社会福祉法人 吉田町社会福祉協議会

会長 田島 逸雄

目 次

第 1 章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の背景及び趣旨.....	1
2 地域福祉とは.....	2
3 地域福祉を取り巻く関係法令の動向.....	2
4 計画の位置づけ.....	4
5 計画の期間.....	5
6 計画の策定体制.....	5
第 2 章 計画の基本的な考え方	6
1 基本理念.....	6
2 基本目標.....	7
3 施策の体系.....	8
第 3 章 施策の展開	9
基本目標 1 とともに支えあう、住民参加による福祉のまちづくり.....	9
（1）「地域共生」の意識の醸成.....	9
（2）多様な世代への福祉学習・教育の推進.....	12
（3）交流活動・居場所づくりの推進.....	15
基本目標 2 だれもが安心して利用できるサービスの充実.....	19
（1）情報を届ける仕組みの充実.....	19
（2）重層的支援体制の充実.....	22
（3）適切な福祉サービスの提供と質の向上.....	25
（4）社会福祉協議会の健全な運営とサービスの提供.....	28
基本目標 3 地域福祉推進のための体制の強化.....	31
（1）地域福祉活動の推進と見守り体制の強化.....	31
（2）地域福祉の担い手や福祉人材の育成・強化.....	35
（3）関係団体・機関との協働・連携強化.....	37
（4）権利擁護の充実.....	39
基本目標 4 地域で安心して暮らせるまちづくり.....	42
（1）外出・移動支援の充実.....	42
（2）安全・安心な環境整備.....	44
（3）災害時や緊急時の支援体制の充実.....	47
（4）防犯活動の推進.....	50
（5）再犯防止施策の推進【吉田町再犯防止推進計画】.....	51
（6）配慮が必要な人への支援の充実.....	52

第4章 成年後見制度利用促進基本計画	55
1 吉田町成年後見制度利用促進基本計画の位置づけ.....	55
2 計画の策定体制.....	55
3 現状と課題.....	56
4 今後の取組.....	65
第5章 計画の推進	70
1 計画の普及・啓発.....	70
2 吉田町地域福祉推進委員会における進捗状況の把握と評価.....	70
3 連携・協働による計画の推進.....	71
資料編	72
1 吉田町の現状.....	72
2 吉田町地域福祉推進委員会.....	87
3 根拠法令（抜粋）	92
4 用語解説.....	97



第 1 章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景及び趣旨

わが国では、少子高齢化や人口減少が進んでいる中、家族構成の変化、世帯の小規模化、社会構造の変化、人々の価値観や考え方、ライフスタイルの多様化により、かつてあったような地縁・血縁・社縁や地域住民のつながりが希薄化していき、地域社会との関わりを断ち、孤立して生活している人が増加するとともに、地域における様々な活動や支援の担い手の確保が難しくなっています。

さらに、令和元年度末から世界的に流行した新型コロナウイルス感染症により、感染防止対策のため「新しい生活様式」を行うことで、人との接触や関わり方が制限されるようになりました。

少子高齢化の進行、雇用環境やライフスタイルの変化等を背景として、家庭や地域での相互扶助機能が低下しており、ひとり暮らし高齢者の孤独死、子育てに悩む保護者の孤立、児童や高齢者、障害のある人に対する虐待や自殺等に加えて、引きこもり、8050問題、ダブルケア、ヤングケアラー等、複合的な課題が顕在化しています。

国においては、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて「我が事」として人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながること、「地域共生社会」の実現を目指すこととしています。

また、SDGs達成のための国の取組も進められており、全ての人が安全で安心して暮らすことのできる「誰一人取り残さない」社会をつくることは、全世界的な目標であり、まさに地域福祉の目標でもあります。

そのような中で、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けていくためには、行政の福祉制度によるサービスと、住民主体の地域福祉活動が垣根を越えて連携していくことが求められています。

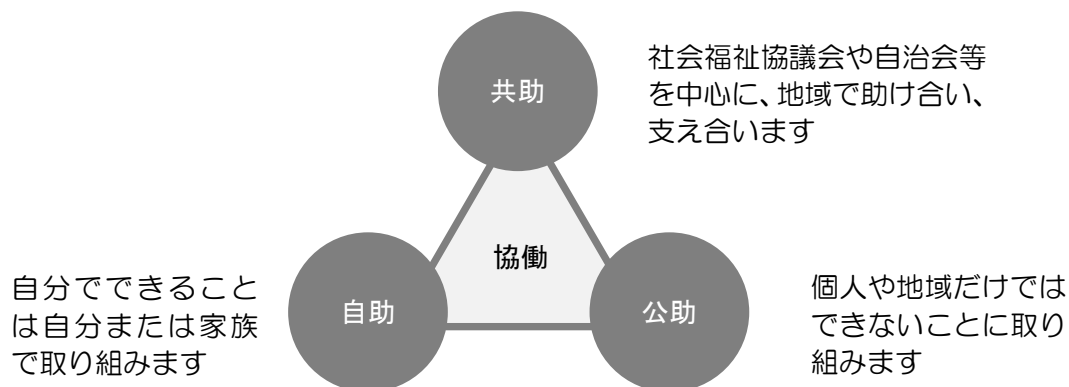
本町では令和4年度末に「第3期吉田町地域福祉計画・第3期吉田町地域福祉活動計画」の計画期間が終了することから、社会経済環境の変化や、社会福祉法の改正等国や静岡県の動向を踏まえるとともに、住民をはじめ関係機関や地域団体等との協働を進め、誰もが安心して住み慣れた地域で暮らせるよう、地域の様々な生活課題の解決に向けて取り組みを一層推進していくため、町と社会福祉協議会で「第4期吉田町地域福祉計画・地域福祉活動計画」を一体的に策定します。

2 地域福祉とは

「地域福祉」とは、地域において誰もが安心して暮らし続けられるよう、地域住民や事業者、関係機関・団体、行政がお互いに協力して地域生活課題の解決に取り組む考え方です。高齢者、障害のある人、子ども等の分野ごとの制度ではなく、「地域」という視点で捉え、包括的に必要な支援を行っていくものです。

また、地域生活課題の解決に向けて、自助、共助、公助の考えに基づいて、住民、事業者、関係機関・団体、行政のそれぞれが役割を果たし、連携した取り組みが必要とされています。

【地域福祉の考え方】



3 地域福祉を取り巻く関係法令の動向

(1) 社会福祉法の改正（重層的支援体制整備事業）

近年、地域福祉に関わる様々な関係法令の見直しが行われており、国においては、平成29年に社会福祉法の一部改正がなされ、地域福祉計画については、「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉の各分野における共通的な事項」を記載する、いわゆる「上位計画」として位置づけられ、包括的な支援体制の整備に係る事業に関する事項についても記載が求められました。（平成30年4月1日施行）また、市町村は令和3年4月から、地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制を整備するため、重層的支援体制整備事業を行うことができるとされました。

[92～95頁参照]

(2) 成年後見制度の利用の促進に関する法律の施行

成年後見制度は、認知症、知的障害、精神障害等があることにより、財産管理や日常生活等に支障がある人たちを支えるための重要な手段であるにもかかわらず、十分に利用されていないことから、平成28年5月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が施行されました。

この法律では、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため基本的な計画を定めることとされており、平成29年3月に「成年後見制度利用促進基本計画」が閣議決定されました。

[95頁参照]

(3) 再犯の防止等の推進に関する法律の施行

国において、検挙人員に占める再犯者の割合である「再犯者率」が上昇しており、安全で安心して暮らせる社会を構築する上で、犯罪や非行の繰り返しを防ぐ「再犯防止」が大きな課題となっていたことから、「再犯の防止等の推進に関する法律」が、平成28年12月に公布・施行されました。

この法律では、国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策が円滑に実施されるよう、相互に連携を図らなければならないこと等が規定されています。

[96頁参照]

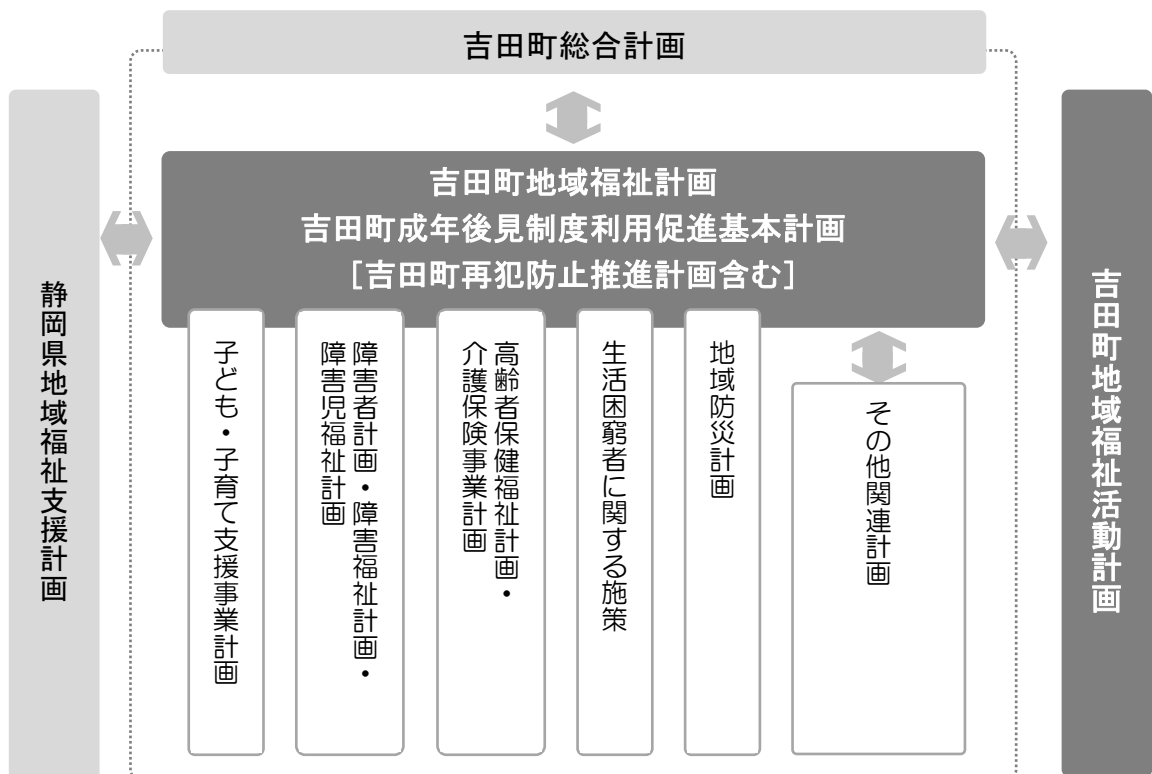
4 計画の位置づけ

本計画は、社会福祉法第107条に基づく「市町村地域福祉計画」として、吉田町における地域福祉を推進するための施策展開の基本となる計画です。なお、同法第109条に規定されている町社会福祉協議会の「地域福祉活動計画」と一本化し、実効性を高める計画とします。

さらに、成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条第1項に基づく「成年後見制度利用促進基本計画」と一体的に策定するものです。また、再犯の防止等の推進に関する法律第8条第1項に基づき策定する「地方再犯防止推進計画」の内容を含みます。

また、吉田町総合計画を上位計画とし、高齢者、障害のある人、児童などを対象としたそれぞれの分野の個別計画である「障害者計画」、「障害福祉計画・障害児福祉計画」、「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」、「子ども・子育て支援事業計画」、を横断的に推進する役割を担うとともに、地域福祉の視点から総合化したもので、対象者や分野に関わりなく、福祉の視点から住民の生活支援をめざす基本計画です。さらに、防災、交通、教育、消費生活などの他計画と連携することで、個別施策を実現していきます。

【位置づけ図】



5 計画の期間

本計画の期間は、令和5年度から令和9年度までの5年間とします。

ただし、社会経済情勢の変化や大きな制度の改正、地域の状況等を踏まえ、必要に応じて内容を見直します。

6 計画の策定体制

(1) 地域福祉に関するアンケート調査の実施

地域福祉に関する課題やニーズ調査のため、住民を対象に「地域福祉に関するアンケート調査」(以下、「町民調査」という。)や社会福祉関係団体へのヒアリング調査(以下、「団体調査」という。)を実施し、意見や課題を計画に反映させています。

(2) 吉田町地域福祉推進委員会及び吉田町地域福祉活動計画策定委員会の開催

本計画を策定するにあたり、住民の意見を聴取するため、学識経験者、福祉団体の代表からなる「吉田町地域福祉推進委員会及び吉田町地域福祉活動計画策定委員会」を設置し、その意見を計画に反映させています。

また、庁内においては、本計画を策定して地域福祉に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、計画に盛り込む施策等について関係各課と検討・調整等を行い、計画案を策定しました。

(3) パブリックコメントの実施

計画素案の段階で幅広く住民からの意見を募り、計画へ反映するためパブリックコメントを実施しました。



計画の基本的な考え方

1 基本理念

第5次吉田町総合計画では、本町の将来都市像として「人が集い 未来へはばたく 魅力あふれるまち 吉田町」を掲げており、誰もが安全で安心して暮らせるまちづくりとともに、次代を担う人づくり、輝く未来につながるまちの魅力を創出しながら、人と人との相和して、心豊かに暮らすことができる、さらに豊かで勢いのあるまちを目指しています。そして、将来都市像の実現に向け、地域福祉分野では、住み慣れた地域で障害の有無や年齢に関係なく、個人が尊重され、いきいきと暮らせる「支え合いとともに暮らせるまち」を目指しています。

本計画も、この将来都市像の実現に向け、だれもが住み慣れた地域で安心して暮らし続けていくために、地域住民がお互いのつながりを深めていくことが重要であるという認識のもとに、計画の連続性を維持するため、第3期計画の基本理念を継承し、「ともに支えあい、いつまでも住み慣れた地域で暮らせるまち」を基本理念とします。

【 基本理念 】

ともに支えあい、いつまでも住み慣れた地域で
暮らせるまち

2 基本目標

本計画の基本理念である「ともに支えあい、いつまでも住み慣れた地域で暮らせるまち」を実現するため、本計画において4つの基本目標を設定します。

基本目標 1 ともに支えあう、住民参加による福祉のまちづくり

地域福祉を推進する上で、一人ひとりが支え合い・助け合いの意識を持ち、自分が暮らす身近な地域で起きている問題に対し自ら参画し、解決につなげていくことが必要です。そのため、様々な機会を通じて福祉意識の醸成を図るとともに、福祉学習や教育の機会を充実します。また、子どもから高齢者まで幅広い世代での交流を通じ、地域で支えあう地域福祉の大切さを普及・啓発するとともに、地域での支えあい活動へのきっかけづくりを行います。

基本目標 2 だれもが安心して利用できるサービスの充実

多様化する生活課題に対応するため、関係機関の連携を強化し、身近で相談できる体制の充実を図るとともに、社会的な問題にもなっている、児童や高齢者、障害のある人への虐待防止や権利擁護に対する支援体制を強化します。

また、子育て中の人、高齢者、障害のある人、外国人など支援を求める人に支援が行き届き、適切にサービスを利用できるよう、サービスの提供体制の充実に努めます。

基本目標 3 地域福祉推進のための体制の強化

本町に暮らす誰もが生きがいをもって社会参加し、地域において支え合う地域福祉のしくみを強化します。

また、地域における様々なニーズに対応するため、支援を必要とする人に対する見守り体制を強化するとともに、社会福祉協議会をはじめ、関係団体・機関との連携を強化し、地域福祉の推進体制を強化します。

基本目標 4 地域で安心して暮らせるまちづくり

本町に暮らす誰もが地域で安心して暮らしていくため、互いに人格と個性を尊重しあい、思いやりを持って暮らすことができる社会を目指します。

地域における防犯活動を強化するとともに、誰もが安心して地域で暮らせるよう、生活環境を整えます。

また、全国的に相次ぐ異常気象に伴う大規模災害を受け、津波対策をはじめとする防災対策や、災害時や緊急時の地域における支援体制の強化を図ります。

3 施策の体系

[基本理念]

[基本目標]

[基本施策]





第3章 施策の展開

基本目標1 とともに支えあう、住民参加による福祉のまちづくり

(1) 「地域共生」の意識の醸成

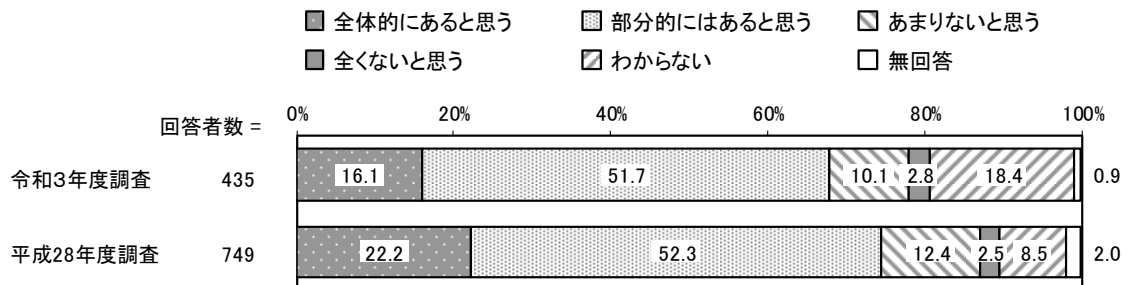
【現状と課題】

地域福祉を推進するためには、地域住民の協力が不可欠です。地域での支え合い、助け合いを進めていくうえで、だれもが、地域の課題に関心を持ち、主体的に参画し、解決につなげられることができるよう、日ごろの近所づきあいや地域活動への参加などが重要です。

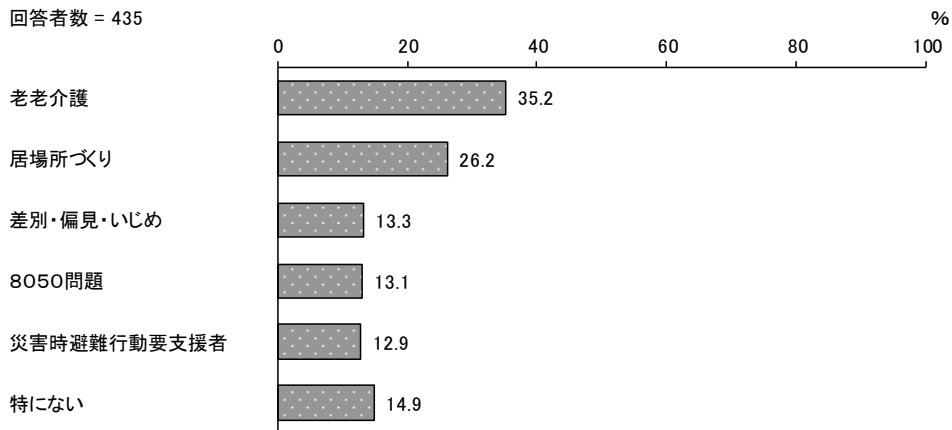
本町では、広報よしだ、社協だより、センターだより、ホームページ、吉田町LINE公式アカウントなど、多様な媒体を活用し、情報社会に対応した方法により意識啓発や広報活動が行われています。また、講演会や講座、上映会等を開催し、福祉意識や人権の啓発も行われています。

町民調査によると、住まいの地域で困っている場合における助け合う意識について、「あると思う」が約7割となっているものの、平成28年度調査と比較すると、減少しています。また、関心がある地域福祉の内容について、「老老介護」が最も高くなっている一方で、「特にない」が1割半ばとなっており、地域福祉に関する理解を深め、地域福祉活動を促進するため、さらなる啓発・広報活動を行うことが重要です。

困っている場合に助け合う意識について（単数回答）



地域福祉への関心のある内容（複数回答）（上位5位まで）



資料：令和3年度 地域福祉に関するアンケート調査結果（町民調査）

【 取組の方向 】

助け合い、支え合いの意識を高めるため、関係機関と連携して、多様な媒体やイベント等の機会を通じて、地域福祉に関わる意識啓発や広報活動を進めます。



【住民・地域の取組】

- 日ごろから、福祉に関する情報を意識しましょう。
- 地域には様々な人が住んでいることを理解し、お互いの人権を尊重しましょう。
- 福祉に関するイベントや講演会に参加しましょう。
- スマートフォンを活用して、町の情報や相談窓口などをお気に入りに入れて、すぐに調べて相談・連絡できるようにしましょう。

【 町や社会福祉協議会の取組 】

施策	内容	担当課
広報よしだなどを活用した意識啓発、広報活動	広報よしだなど、多様な媒体を活用し、地域福祉に関する取組事例の紹介や意識啓発、広報活動を行う。	福祉課
社協だよりなどを活用した啓発、広報活動	社協だより、センターだより、ホームページなどを通じて、福祉に関するお知らせ、活動の情報提供を行う。また、SNS等新たな手段を利用することで多くの住民にも情報が届くようにしていく。	社会福祉協議会

施策	内容	担当課
情報社会に対応した検索で調べられる情報提供	<p>広報など従来の紙ベースでの情報提供に加え、最近では一般に普及しているスマートフォンを使って検索している人が多く見られる。このことから、情報社会に対応した福祉情報や各種サービス、相談などへの対応を行い、検索しやすい情報の検討を行い、利便性を向上する。</p> <p>検索エンジンの仕組みを踏まえて、社協ホームページの情報提供だけでなく、見つけてもらいやすい内容に変更していく。</p> <p>それに加えて、紙媒体からネット情報へつなぐ手段としてQRコード等の活用をする。</p>	<p>関係各課 社会福祉協議会</p>
福祉意識の啓発	<p>「吉田町民福祉の日」に開催する「ふれあい広場」の機会を捉え、意識啓発を行う。またWEBの活用を含め、地域福祉に関する講演会や講座、上映会等を開催し住民参加の必要性について啓発を行う。</p>	<p>福祉課 社会福祉協議会</p>
人権啓発事業の推進	<p>人権教育に関する講演会の開催や人権啓発パンフレットの作成、配布を通じて、差別のない社会の実現を図る。</p>	<p>福祉課 生涯学習課 町民課 社会福祉協議会</p>
公民館や自治会館を活用した人権課題に対する理解と啓発	<p>講座や各種サークル活動を通じて、教養・文化の向上や地域内外の住民の交流を図るとともに、仲間づくりと連帯感や協調性を高め、人権課題に対する理解を促進する。</p>	<p>福祉課 社会福祉協議会</p>
男女共同参画の推進	<p>固定的な役割意識を解消し、性別にかかわらず、地域活動、育児、介護、さらに行政運営や政策・方針決定の場などあらゆる分野に参画していく男女共同参画社会の視点に立った地域福祉の推進を図る。</p>	<p>企画課</p>
ボランティアセンターの運営	<p>相談窓口の明確化とボランティアが活動しやすく、相談しやすい環境（場所）を準備する。</p>	<p>社会福祉協議会</p>
共同募金運動	<p>共同募金運動を実施し、助けあいの精神や必要性について啓発を行う。</p>	<p>社会福祉協議会</p>

(2) 多様な世代への福祉学習・教育の推進

【現状と課題】

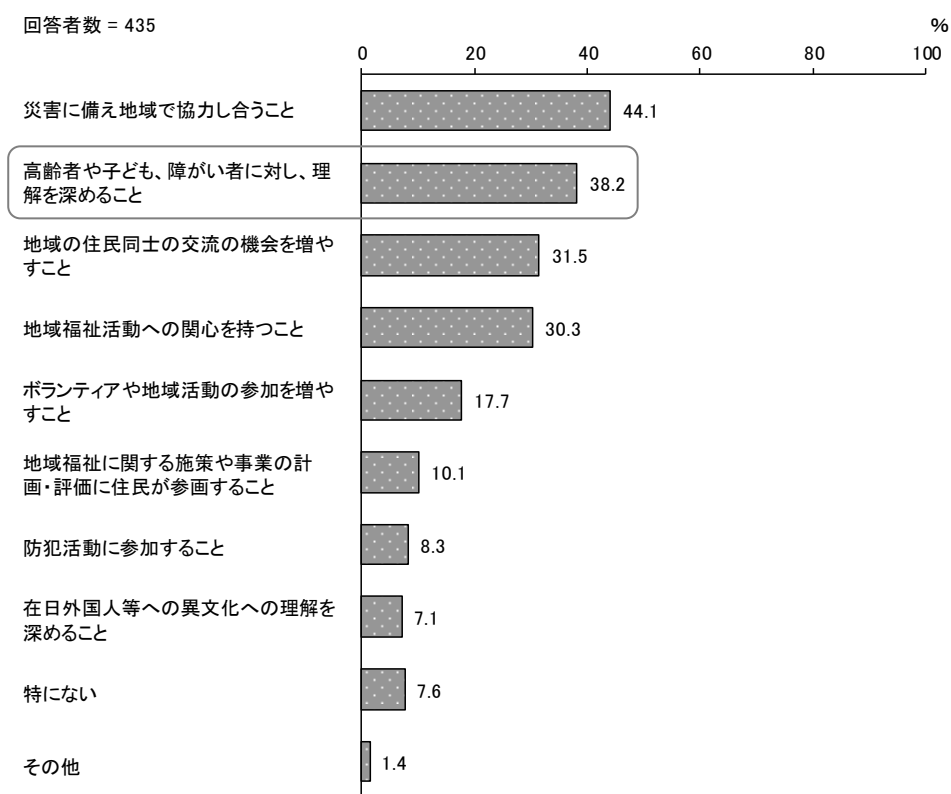
地域活動の担い手を育成する上で、子どもの頃からの福祉教育や地域での様々な活動への参加体験を通しての福祉の意識づけが必要です。

本町では、小中学校において思いやりや優しい心を理解してもらうために、福祉学習や福祉体験活動が行われています。また、吉田町シニアカレッジ（2年制）を開催し、多方面に活躍できる人材育成に取り組んでいます。

町民調査によると、住民として取り組むべきことについて、「高齢者や子ども、障害者に対し、理解を深めること」が約4割となっています。

福祉意識を向上させるため、小中学校における福祉学習や体験活動、地域での交流会等の取り組みが求められています。

町民として取り組むべきことについて（複数回答）



資料：令和3年度 地域福祉に関するアンケート調査結果（町民調査）

【 取組の方向 】

子どもの頃から、福祉のこころを育むため、小中学校における福祉学習や体験活動を推進します。

地域福祉活動について、様々な媒体を活用して情報発信し、地域での交流会等を通じて福祉意識を向上させ、地域福祉活動への参加を促します。



【住民・地域の取組】

- 家庭や地域で、子どもの頃から福祉のこころを育みましょう。
- 福祉活動や福祉に関わる講座等に家族で参加しましょう。
- 福祉関連事業所等では、小中学校での福祉体験を積極的に受け入れましょう。
- 子どもたちが学んできた福祉教育などを聞いて、近所で困った人がいたら手を差し伸べるようにしましょう。
- 地域で福祉体験等の機会があれば、積極的に参加しましょう。
- 福祉活動に興味を持ち自分ができる小さなボランティア活動に参加しましょう。

【 町や社会福祉協議会の取組 】

施策	内容	担当課
小中学生の福祉体験活動	児童・生徒に対して、福祉のこころを育むため、夏休み等を利用した福祉施設でのボランティア体験等の福祉体験活動を実施する。小学生、中学生、高校生等を対象とした福祉に関する講座の開催によって、学習の機会をつくる。	生涯学習課 社会福祉協議会
福祉出前講座	住民、児童等に対する福祉の啓発を目的として、地域や学校での出前講座を開催する。各学校の総合的な学習の時間や、高齢者や障害者施設などへの訪問や高齢者疑似体験などにより福祉の必要性を伝える。	社会福祉協議会
小中学校における福祉学習の推進	小中学校において、社会福祉協議会や福祉関連事業所等と連携しながら、福祉施設への訪問や、福祉疑似体験を通して、福祉への関心を高める。	生涯学習課
吉田町シニアカレッジ(2年制)での福祉学習の推進	吉田町シニアカレッジ等のカリキュラムの中で、福祉意識の醸成、仲間づくり、地域でのボランティア活動など生きがいがづくり、元気な高齢者が支援を必要とする高齢者、障害のある人に対し、自分たちの経験を生かして地域での子育て支援など多方面に活躍できる人材育成に取り組む。	生涯学習課

施策	内容	担当課
認知症キッズサポーターの養成	中学校において、認知症キッズサポーターの養成を実施し、認知症への理解を促進する。	福祉課
福祉教育活動支援	子どもたちに思いやりや優しい心を理解してもらうため、福祉教育に対しての助成や講師派遣により福祉教育に対しての支援を行う。	社会福祉協議会

(3) 交流活動・居場所づくりの推進

【現状と課題】

住民が地域での福祉への関心や理解を深めるためには、子どもから高齢者まで、障害の有無にかかわらず交流する機会が重要です。

本町では、吉田町障害者自立支援施設「あつまりーナ」や吉田町健康福祉センター「はあとふる」などの福祉施設において、地域住民や関係団体等との交流の機会を設けています。また、地域教育推進事業により、地域のボランティアによる自主的な活動の支援が行われています。

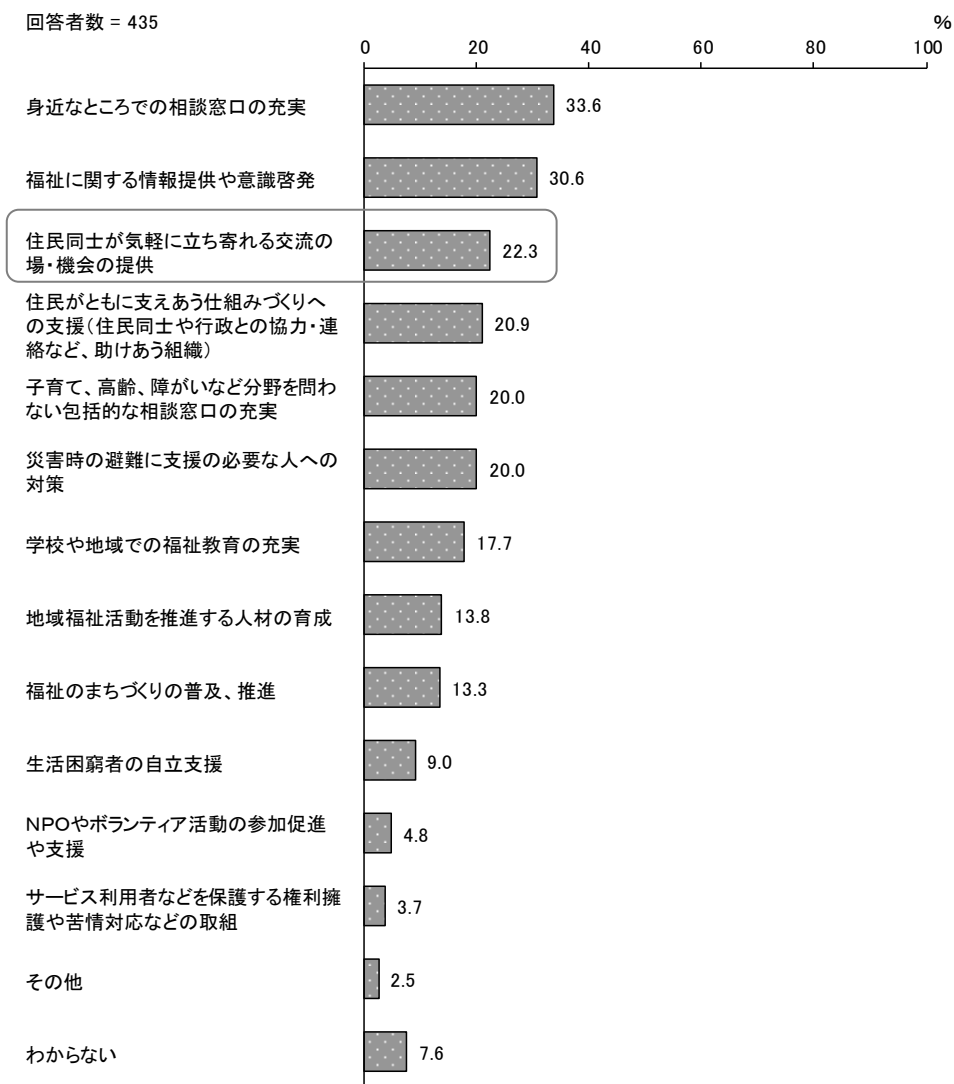
町民調査によると、住民として取り組むべきことについて、「地域の住民同士の交流の機会を増やすこと」が約3割となっています。また、今後、町が優先して充実すべき施策として、「住民同士が気軽に立ち寄れる交流の場・機会の提供」が約2割と交流の機会が求められています。

団体調査では、ふだんの活動・業務を通じて感じている地域の課題について、「高齢者の社会参加や生きがいづくり」が61.5%となっています。

今後も、子どもから高齢者まで、障害の有無にかかわらず住民が交流できる機会や居場所づくりを進めていくことが必要です。

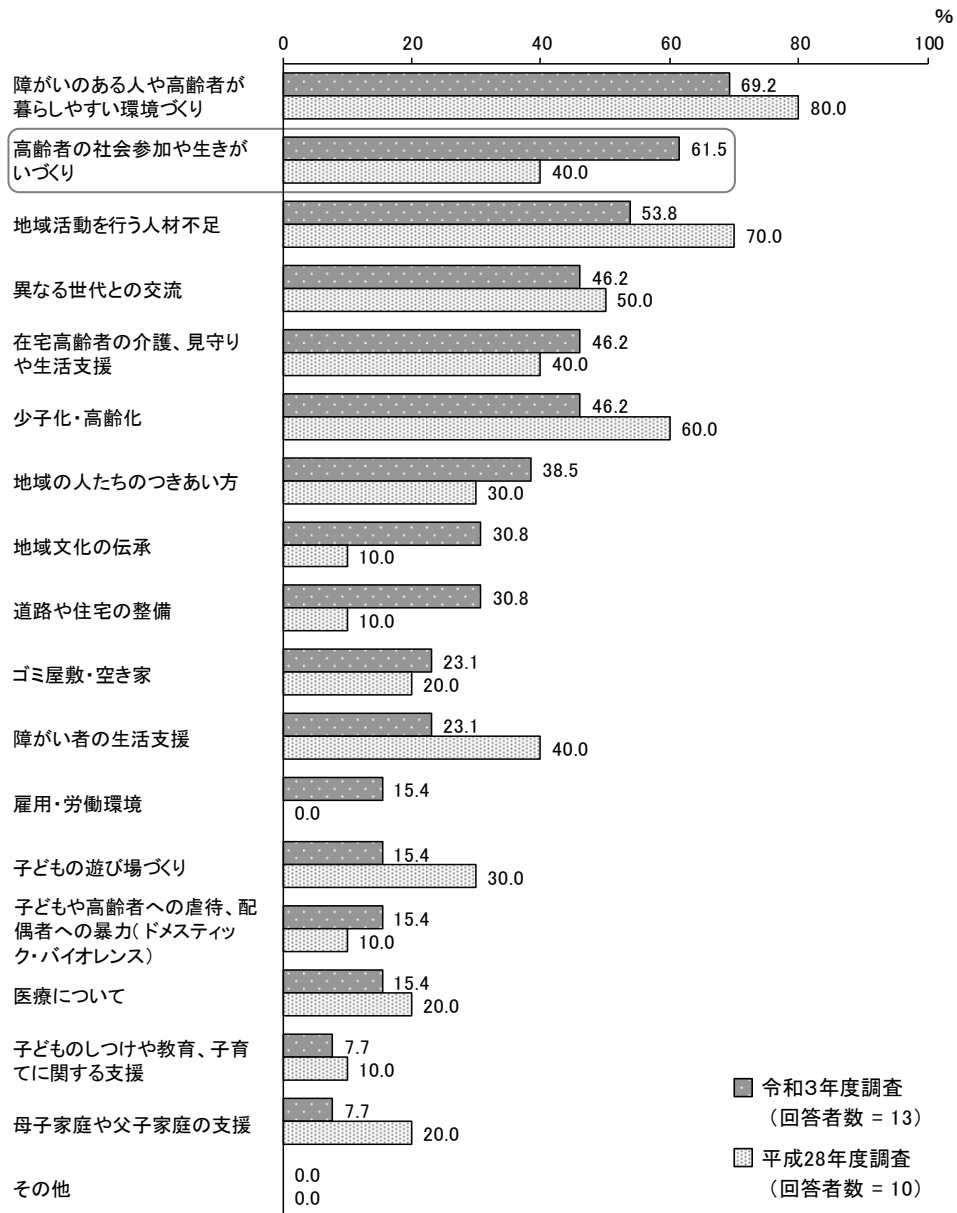
町が優先して充実すべき施策について（複数回答）

回答者数 = 435



資料：令和3年度 地域福祉に関するアンケート調査結果（町民調査）

ふだんの活動・業務を通じて感じている地域の課題について（複数回答）



資料：令和3年度 地域福祉に関するアンケート調査結果（団体調査）

【 取組の方向 】

地域で暮らす人がお互いの理解を深めるため、交流できる場の確保や活動を支援し、何かあったときは助け合える地域づくりを進めます。



【住民・地域の取組】

- 交流の機会に積極的に参加しましょう。
- 地区集会所や広場、コミュニティセンターを積極的に活用しましょう。
- 様々な人が交流できる機会を増やしましょう。
- 地域教育推進事業や交流の機会等にボランティアとして参加しましょう。

【 町や社会福祉協議会の取組 】

施策	内容	担当課
地域教育推進事業による交流促進	地域教育推進事業による地域の大人が地域の子どもを育む意義を広めるとともに、地域における子どもたちの様々な体験を通じたふれあいの充実を図る。また、事業に参加する地域のボランティアによる自主的な活動を支援する。	生涯学習課
高齢者や障害のある人との交流機会の充実	はあとふるやあつまリーナを活用しながら障害、年代を問わず、地域住民や関係団体等との交流の機会を設ける。	福祉課 社会福祉協議会

基本目標 2 だれもが安心して利用できるサービスの充実

(1) 情報を届ける仕組みの充実

【現状と課題】

地域で安心して暮らすためには、必要なサービスについて情報を知っている、もしくは情報を取得する方法を知っている等、地域住民が様々な「情報」とつながっていることが大切です。支援が必要な人へ情報が確実に提供できるよう、多様化・複雑化する福祉ニーズや生活課題に適切に対応するための情報提供の充実等が求められます。

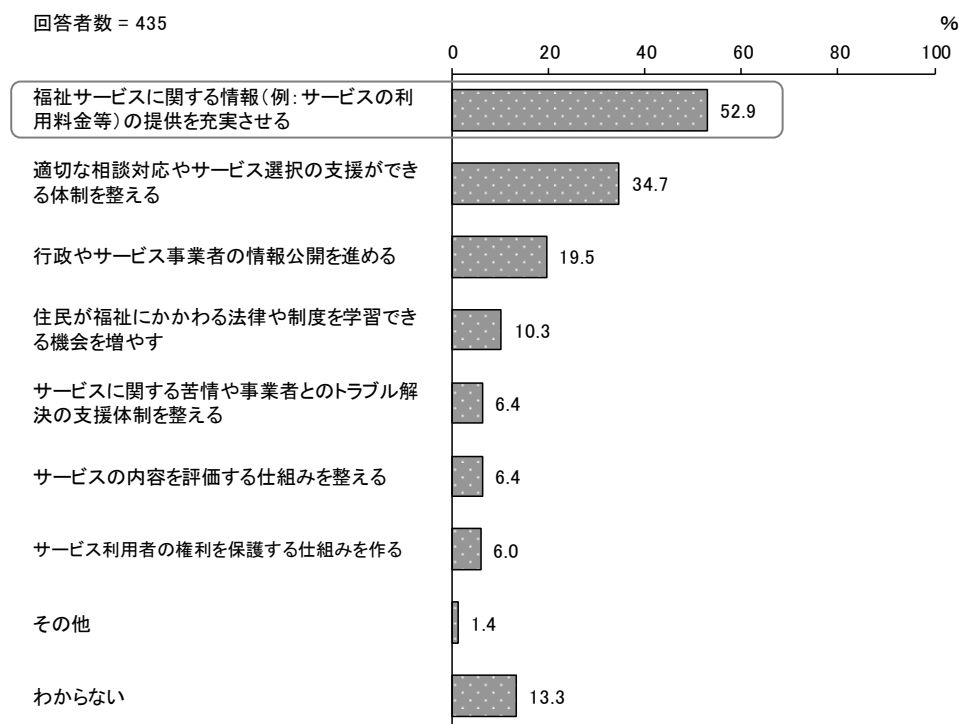
本町や社会福祉協議会では、様々な媒体を活用し、福祉に関わる情報の発信を行っています。

町民調査によると、サービスを安心して利用するために、必要な町の取組として、「福祉サービスに関する情報の提供を充実させる」が5割を超え、福祉サービスに関する情報提供が求められています。

また、団体調査においては、町からの情報について、「情報量が少ない」が4割半ば、「どこで情報を入手すればよいかわからない」が2割を超えています。

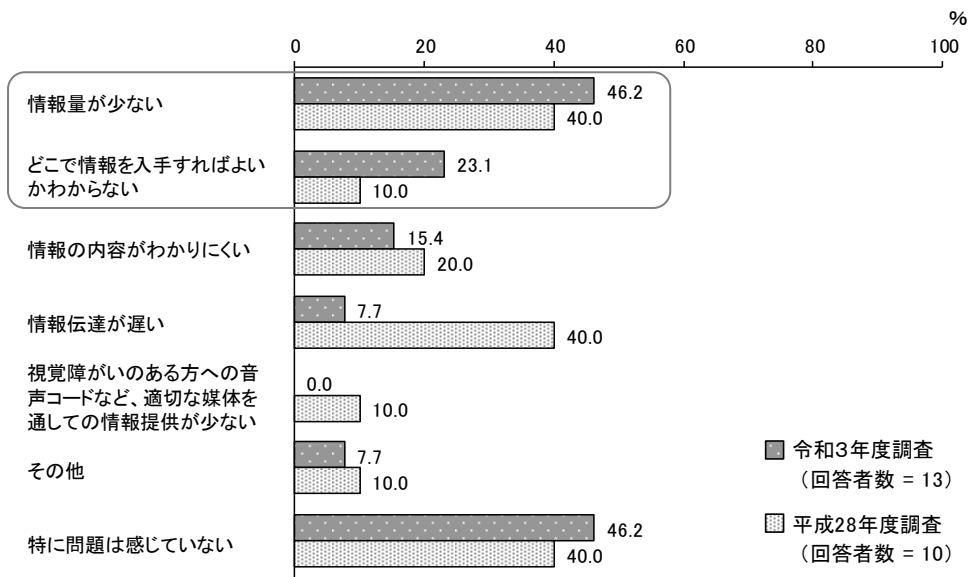
支援を必要とする人に必要な情報が届くよう、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）等多様な手段を活用した情報発信の強化を図る必要があります。

サービスを安心して利用するために、必要な町の取組について（複数回答）



資料：令和3年度 地域福祉に関するアンケート調査結果（町民調査）

町からの情報についてについて（複数回答）



資料：令和3年度 地域福祉に関するアンケート調査結果（団体調査）

【 取組の方向 】

誰もが安心してサービスを利用できるようにするため、医療、子育て支援、高齢者福祉、障害福祉などの情報や、日常生活での困りごとの解決に関する情報など、支援を必要とする人に必要な情報が行き届くよう、情報提供体制の充実を図ります。



【住民・地域の取組】

- 自ら情報を取得するようにしましょう。
- 情報を取得するために、いろいろな手段を活用しましょう。
- 困ったらスマートフォンやタブレットなどで「吉田町 ○○○」と調べてみましょう。

【 町や社会福祉協議会の取組 】

施策	内容	担当課
福祉に関わる情報提供の充実	<p>広報よしだやホームページ、社協だより、FM島田等、様々な媒体を活用し、福祉に関わる情報を発信する。</p> <p>現在使っている媒体に加えて、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）等新たな手段を利用をすることで、広報紙等現行の媒体では届かない年齢層、属性の住民にも情報が届くようにしていく。</p>	<p>福祉課 社会福祉協議会</p>
SNSを活用した情報提供の実施	<p>広報以外に、SNSなどを活用し、支援を必要とする子供やその保護者に届く情報提供を行う。スマートフォンの普及により、情報通信機器を使う頻度が高まっている今日、電話や対面だけでは情報が届かない人に対して、SNSを活用し情報提供する。</p>	<p>福祉課 こども未来課 健康づくり課 学校教育課</p>

(2) 重層的支援体制の充実

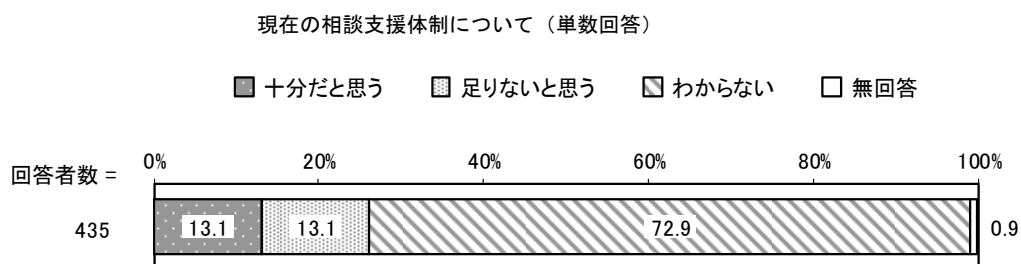
【現状と課題】

令和2年6月の社会福祉法の改正により、重層的支援体制整備事業が創設されました。重層的支援体制整備事業では、市町村全体の支援機関・地域の関係者が断らず受け止め、つながり続ける支援体制を構築することをコンセプトに、「属性を問わない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に実施することを必須にしています。

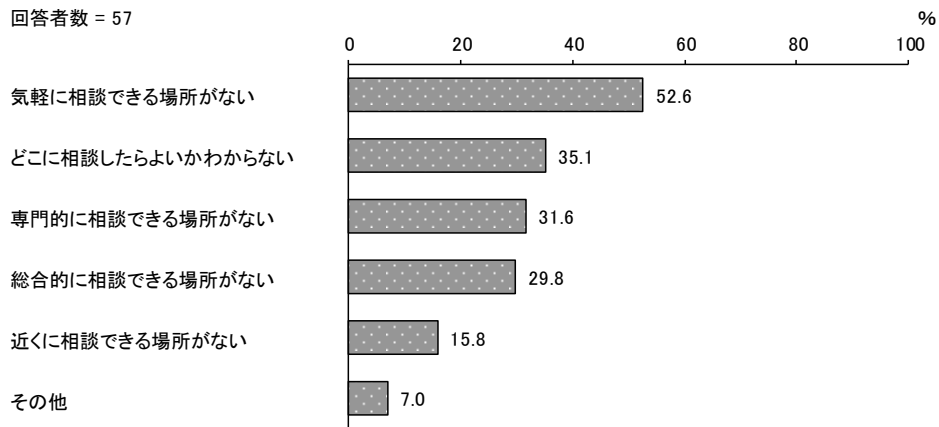
本町では、役場窓口や社会福祉協議会窓口において、多くの問題や悩み事が相談できるワンストップ相談窓口を設置しています。また、地域の身近な相談相手である民生委員児童委員をはじめ、障害者相談員、地域包括支援センター及び社会福祉協議会が行政と連携して相談支援を行っています。

町民調査によると、現在の相談支援体制で足りないと思うことについては、「気軽に相談できる場所がない」が5割を超え、次いで「どこに相談したらよいかわからない」が3割半ば、「専門的に相談できる場所がない」が約3割となっており、相談支援体制の充実が求められています。

近年では80代の親が50代のひきこもりがちの子どもを養っている8050問題等、個人や世帯単位で様々な課題を抱え、支援を必要としているケースが本町においても見受けられ、複雑化した支援ニーズにも対応するため、重層的支援体制の充実が必要です。



現在の相談支援体制で足りないと思うことについて（複数回答）



資料：令和3年度 地域福祉に関するアンケート調査結果（町民調査）

【 取組の方向 】

すべての人が適切な支援を受けられるよう、関係機関が連携し、誰もが気軽に相談でき、柔軟に対応できる重層的・包括的な相談支援体制の充実を図ります。

また、一人ひとりの尊厳が保たれ、その人らしく生きられるよう、虐待防止対策や権利擁護の充実を図ります。



【住民・地域の取組】

- 福祉に関する困りごとは、福祉課の「ワンストップ相談窓口」に相談してみましよう。

【 町や社会福祉協議会の取組 】

施策	内容	担当課
包括的な相談支援体制の整備	健康、介護、障害、子育て、生活困窮など複合的な問題や悩み事が相談できるワンストップ相談窓口の周知啓発を図る。 各課や関係窓口をたらい回しにすることなく、専門職員が相談窓口に出向くなど、相談者の目線に立った助言や手続きなどを行う。 必要に応じ、社会福祉協議会や福祉関連事業所等の関係機関と連携し、相談体制の強化を図る。	福祉課 関係各課 各関係団体
民生委員児童委員の活動の充実と連携	住民の福祉増進を図る民生委員児童委員協議会活動の充実を図る。 身近な相談役である民生委員児童委員と連携し、福祉ニーズの把握に努め、迅速かつ適正な対応を図る。	福祉課 社会福祉協議会

施策	内容	担当課
民生委員児童委員の 広報・周知活動	広報よしだやホームページ、社協だより、FM 島田、イベントの機会等、様々な媒体を通じて、 身近な相談者である民生委員児童委員に 関する周知を図る。	福祉課 社会福祉協議会
自治会・町内会（隣 組）との連携	住民組織と連携をとり、認知症が原因で外出 中に行方不明になってしまった人、虐待（高齢 者・子ども）の早期発見、早期保護等地域を基 盤とした協力関係の強化に努める。	福祉課 社会福祉協議会
各種活動団体のネッ トワーク構築	町内や広域での福祉サービスに携わっている 組織や活動団体とネットワークを深めること により、それぞれの活動の充実を図る。また、 法改正等に伴う新制度や新たなサービスの取 組などについても連絡を行い、即応できる体 制づくりを強化する。（自治会連合会、民生委 員児童委員協議会、身体障害者福祉会、さわや かクラブ連合会、女性団体連絡協議会、ボラン ティア連絡協議会等） また、町内にある社会福祉法人との連絡を密 にして協力体制を構築する。	福祉課 社会福祉協議会
活動団体の運営支援	活動団体の活動補助を行うほか、共同募金を 地域活動に活用する。	社会福祉協議会
障害者相談員の配置	障害のある人やその保護者の将来への不安の 軽減を目的に、社会参加や自立に向けて適切 な指導相談を行う。	福祉課
要支援者・要保護児 童など関係機関との 連携による早期の対 応	ひとり親家庭や貧困家庭などにおいて、子育て や教育などに支障が出ている子に対する問題 が確認されたら、相互に連携を図り保護で きるように努める。 子育て世代包括支援センターと連携を図り、 妊産婦相談等で把握した要支援者について、 関係機関と情報共有し、支援を実施する。	福祉課 健康づくり課 こども未来課 学校教育課 社会福祉協議会 牧之原警察署 児童相談所
虐待防止事業の充実	児童、高齢者、障害のある人に対する虐待防止 のため関係機関と連携し、早期発見、早期解決 に努める。 乳幼児健康相談、幼児（1歳6か月・3歳児） 健康診査を実施し、異常の早期発見、育児不安 の軽減に努める。 子育て世代包括支援センターと連携を図り、 妊産婦健康相談、産後ケア事業等を行う。	福祉課 健康づくり課 こども未来課 学校教育課
権利擁護事業の充実	権利擁護事業の中核となる機関を、社会福祉 協議会内に設置し、「広報機能」、「相談機能」、 「成年後見制度利用促進機能」及び「後見人支 援機能」の4つの機能を発揮します。	福祉課

(3) 適切な福祉サービスの提供と質の向上

【現状と課題】

誰もが安心して地域で暮らせるよう福祉サービスの周知を図るとともに、支援を必要とする人が必要なサービスを受けることができるよう、きめ細かなサービスの提供・充実が求められます。

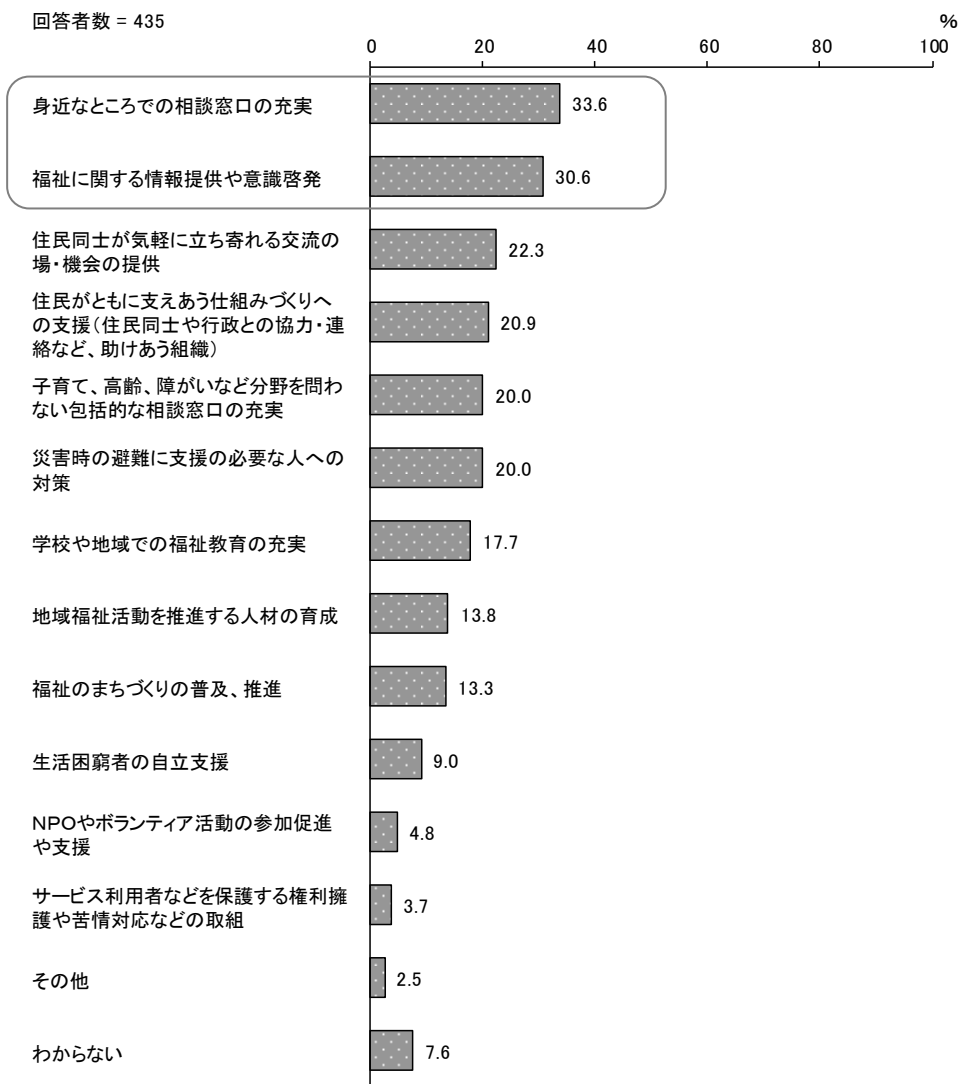
本町では、ひとり親家庭や生活保護世帯など支援を必要とする人のライフステージに応じて、切れ目のない支援を行うとともに、福祉サービスを提供する職員の資質の向上に努めています。

町民調査では、今後、町が優先して充実すべき施策として、「身近なところでの相談窓口の充実」、「福祉に関する情報提供や意識啓発」等の割合が高くなっています。

団体調査では、「各サービスの隙間に居る人への支援体制不足」といった声も聞かれ、支援を必要とする人が必要なサービスを受けることができるよう、きめ細かなサービスの提供・充実が必要です。

町が優先して充実すべき施策について（複数回答）

回答者数 = 435



資料：令和3年度 地域福祉に関するアンケート調査結果（町民調査）

【 取組の方向 】

支援を必要とする人が、適切に福祉サービスを受けられるよう、内容の見直し等を行うとともに、サービスの質の向上に努めます。



【住民・地域の取組】

- 福祉サービスに関する情報を確認しましょう。
- 福祉サービスの利用について、行政やサービス事業所等へ相談をしましょう。
- 自分にあった福祉サービスを適切に活用しましょう。

【 町や社会福祉協議会の取組 】

施策	内容	担当課
福祉サービスの適切な提供	各種福祉サービスが、支援を必要とする人に適切に届くよう、内容の見直し等を行う。また、支援が必要な人のライフステージに応じて、切れ目のない支援を行う。	福祉課
福祉に関わる職員の資質の向上	福祉に関わる職員に対する研修や講習会等への参加促進を行い、福祉サービスを提供する職員の資質の向上に努める。	福祉課 社会福祉協議会
サービスの質の向上	ケア会議等を通じて、困難事例やサービスに対するニーズ等について、情報を共有しサービスの質の向上に努める。	福祉課
多様な主体間の情報共有及び連携・協働による体制整備を推進するための協議体の運営	協議体の設置及び運営により、生活支援コーディネーターの組織的な補完、ニーズの把握を行い更なる拡充を図る。	福祉課 社会福祉協議会
心配ごと相談	多様な生活課題を受け止められる体制づくりに努める。必要に応じて他の支援機関につないでいく。	社会福祉協議会
車いす、リフト付車両の貸出	介護負担の軽減を図り、在宅福祉を推進するための貸出事業を行う。	社会福祉協議会
ひとり暮らし高齢者の見守り	安否確認や緊急時の対応につなげるための事業を行い、暮らしの安全を支える。	福祉課 社会福祉協議会

(4) 社会福祉協議会の健全な運営とサービスの提供

【現状と課題】

地域の社会福祉活動を推進することを目的とした営利を目的としない民間組織である社会福祉協議会は、昭和26年に制定された社会福祉事業法（平成12年6月に改正・施行された「社会福祉法」）に基づき、設置されています。

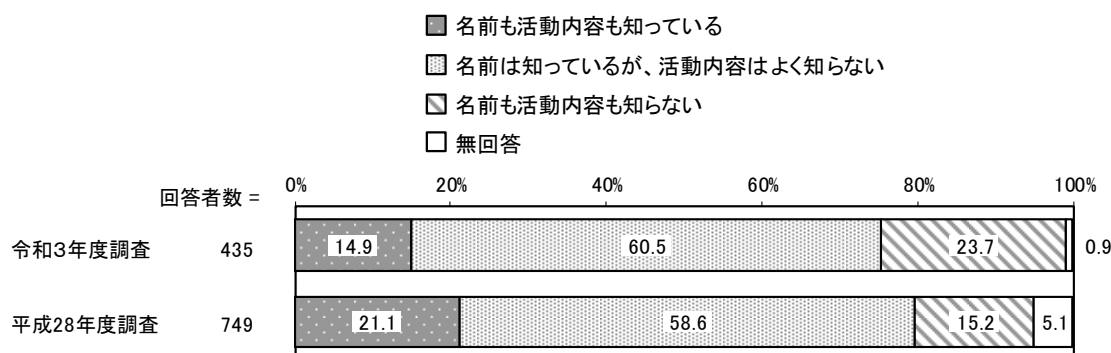
福祉課題や新たな制度に的確に対応し、切れ目のない支援を行っていくために、行政と連携して地域の福祉サービスの向上に努めていく必要があります。

また、地域の活動団体においては役員の高齢化、活動参加者の減少等により、活動が困難になっている団体が増えています。地域福祉を推進するには、各地域で活動に取り組む団体の活性化が重要な要件になります。地域で活動を行う団体への支援や人材の育成支援が必要となります。

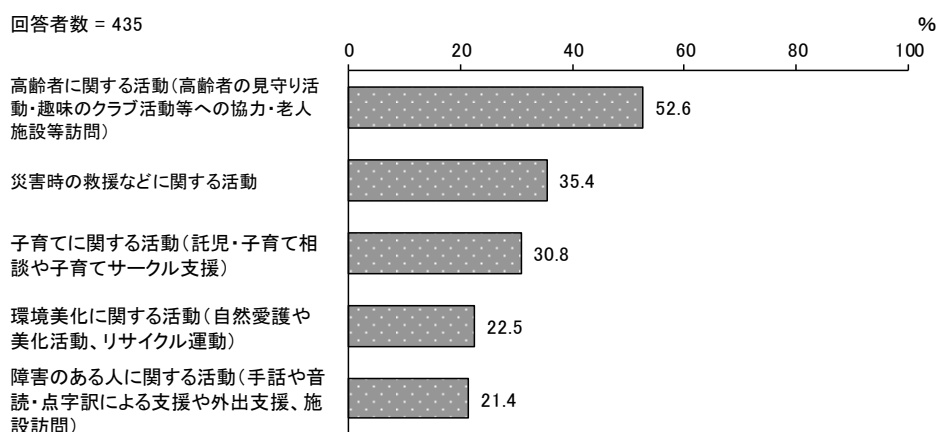
本町では、社会福祉協議会において、介護サービス、介護予防サービス、障害福祉サービスを実施し、様々な利用者への対応を図り、質の高い福祉サービスの提供に努めています。

町民調査によると、「吉田町社会福祉協議会」の認知度について、「名前は知っているが、活動内容はよく知らない」が約6割、「名前も活動内容も知らない」が2割を超えています。また、社会福祉協議会が行う今後、充実してほしい活動・支援として、「高齢者に関する活動（高齢者の見守り活動・趣味のクラブ活動等への協力・老人施設等訪問）」、「災害時の救援などに関する活動」、「子育てに関する活動（託児・子育て相談や子育てサークル支援）」が高くなっており、社会福祉協議会に関する周知を行うとともに、引き続き、社会福祉協議会、行政が連携して、福祉サービスの向上に努めていく必要があります。

「吉田町社会福祉協議会」の認知度について（単数回答）



社会福祉協議会が行う今後、充実してほしい活動・支援について（複数回答）（上位5位まで）



資料：令和3年度 地域福祉に関するアンケート調査結果（町民調査）

【 取組の方向 】

行政と連携し、住民の福祉向上のために必要とされる施策の展開に協力し、地域住民にとって必要とされる社会福祉協議会となることに努めます。

また、サービス事業所としての機能もあることから、持続可能な経営に努めていきます。組織運営並びに経営基盤を強化し、計画的かつ、継続的に事業を遂行します。



【住民・地域の取組】

- 社会福祉協議会の活動を知り、困ったときには相談するようにしましょう。
- 社会福祉協議会が行っている福祉サービスに関する情報を確認しましょう。
- 必要に応じ福祉サービスを利用し、地域で安心して暮らせるようにしましょう。

【 町や社会福祉協議会の取組 】

施策	内容	担当課
経営基盤の強化	組織運営並びに経営基盤を強化し、計画的かつ継続的に社会福祉を目的とする事業を遂行する。	社会福祉協議会
協働関係の促進	ネットワークを構築し、相談機関等の関係機関との連携を図り、利用者に対してより良い支援ができるように協力体制を整える。	社会福祉協議会
組織体制の強化	理事会、評議員会等現在の執行体制を維持し、法人内部で各種委員会を設置して社会福祉協議会としての機能強化に努める。 会員制度の充実を図り、住民参加型の地域福祉活動を展開する。	社会福祉協議会

施策	内容	担当課
施設管理事業	地域活動や健康増進を行う拠点となる施設として住民が利用し続けることができるように、担当課と相談して建物の維持や設備を充実させるようにして、住民の福祉向上を図る。 ・健康福祉センターの管理運営 ・老人福祉センターの管理運営	社会福祉協議会
地域包括支援センター事業	保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員の3職種のチームアプローチにより、住民の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行って、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援する。 ・総合相談支援業務 ・権利擁護業務 ・包括的・継続的ケアマネジメント支援業務 ・介護予防ケアマネジメント・介護予防支援	社会福祉協議会
介護保険事業	質の高いサービス提供に努めるとともに効率的な事業運営に努める。 ・訪問介護事業 ・通所介護事業 ・居宅介護支援事業	社会福祉協議会
地域支援事業	在宅の高齢者の健康増進、閉じこもり予防を図る事業の実施と介護者の負担軽減を図る事業の実施	社会福祉協議会
予防サービス	介護予防サービス、障害福祉サービスを実施し、様々な顧客への対応を図り、質の高い福祉サービスの提供に努める。	社会福祉協議会
委託事業の積極的な受託と体制強化	高齢化や貧困化など、社会情勢に応じた事業の見直しや、住民ニーズに対応した事業の実施に努める。	社会福祉協議会
共同募金運動の推進	共同募金運動を実施し、助け合いの精神や必要性について啓発を行う。	社会福祉協議会
自主財源の確保	社会福祉協議会会費や共同募金配分金の確保のほか、介護保険事業収益の増大に努め、財源基盤の強化を図る。	社会福祉協議会
社協だより、センターだより、ホームページによる情報提供	福祉への関心を深めてもらうほか、社会福祉協議会への理解と認知度向上を図るために、既存の方法に加えて、SNSの活用等積極的な情報発信に努める。	社会福祉協議会

基本目標 3 地域福祉推進のための体制の強化

(1) 地域福祉活動の推進と見守り体制の強化

【現状と課題】

だれもが安心して暮らすことができる地域づくりのため、住民同士の交流を深め、地域住民による支え合い活動や隣近所の住民とのコミュニケーションを促進することが重要です。

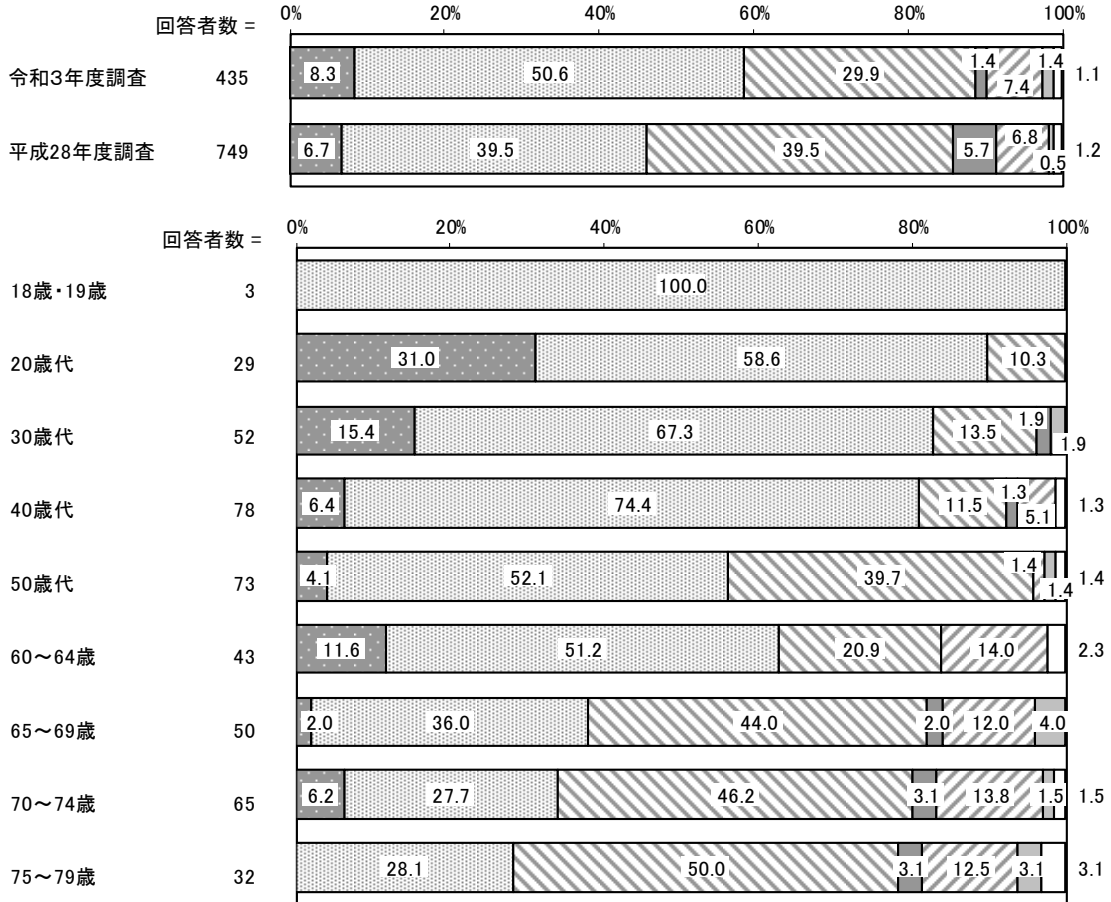
本町では、自治会等の地域組織や団体の活動、コミュニティ活動の活性化に取り組んでいます。また、あいさつや声かけ等をしながら子どもたちを見守る「吉田町笑顔いっぱい運動」や各種関係機関と行政が協力・連携し、一人暮らし高齢者世帯や高齢者のみ世帯等の見守りが行われています。

町民調査によると、普段、近所の人との付き合いについて、「会えばあいさつを交わす程度」が約5割と最も高く、次いで「世間話や立ち話をする程度」が約3割となっています。また、年代が低くなるにつれて、「ほとんど付き合いがない」「会えばあいさつを交わす程度」が高くなる傾向となっています。

団体調査によると、これからの吉田町の地域福祉で重点にすべきことについて、「ひとり暮らし高齢者や認知症高齢者の見守り支援」、「住民がお互いに助け合い、地域課題を解決できる仕組みづくり」が4割半ばとなっており、引き続き、地域における支え合い、助け合い、見守り体制の強化が求められています。

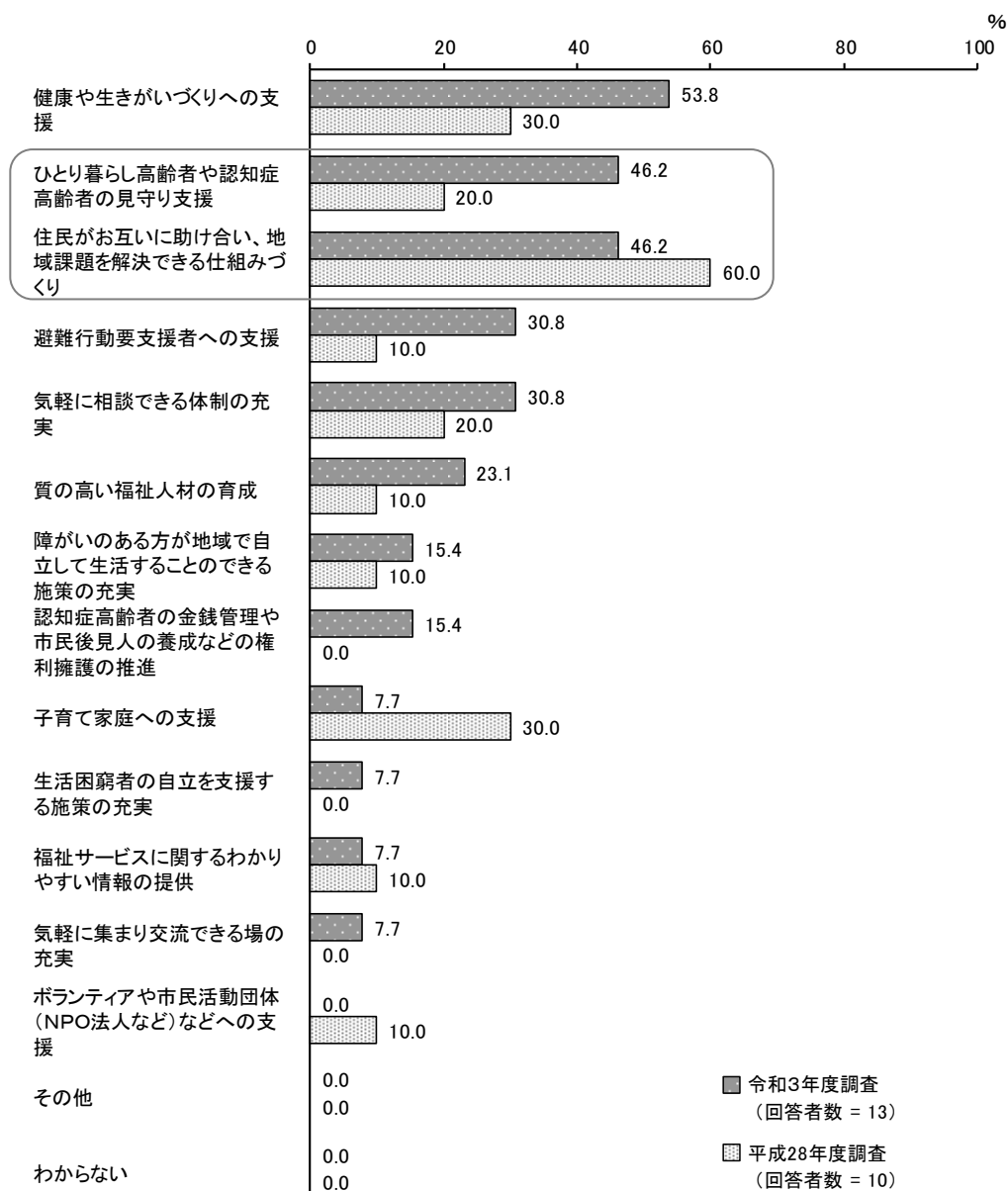
普段、近所の人との付き合いについて（単数回答）

- ほとんど付き合いがない
- 会えばあいさつを交わす程度
- 世間話や立ち話をする程度
- 一緒にお茶を飲んだり、留守をするときに声をかける
- 困っている時に相談したり、助け合ったりする
- その他
- 無回答



資料：令和3年度 地域福祉に関するアンケート調査結果（町民調査）

これからの吉田町の地域福祉で重点にすべきことについて（複数回答）



資料：令和3年度 地域福祉に関するアンケート調査結果（団体調査）

【 取組の方向 】

地域での支え合いを進めていくため、日ごろからの近所づきあいや地域活動の充実を図り、見守り体制の強化に努めます。



【住民・地域の取組】

- 日ごろからあいさつや声かけを行い、近所づきあいを行いましょう。
- 自治会、隣組に参加しましょう。
- 自治会等では、地域で集まれる機会を積極的に設けましょう。
- 地域活動に積極的に参加しましょう。

【 町や社会福祉協議会の取組 】

施策	内容	担当課
自治会活動の推進	自治会、町内会、隣組の活動を支援し、地域活動の活性化に取り組む。	総務課
コミュニティ施設の整備・充実	コミュニティ活動の拠点となる地区集会所の整備を支援し、コミュニティ活動の活性化を図る。	生涯学習課 企画課
吉田町笑顔いっぱい運動	黄色ベストを着用し、児童・生徒の登下校時間帯に通学路や交差点に立ち、あいさつや声かけ等をしながら子どもたちを見守る。 また、小中学校と連携し、地域の大人と子どもたちが関わる場を設ける。	生涯学習課
(高齢者等)見守りネットワーク事業の充実	民生委員児童委員協議会、自治会連合会、社会福祉協議会、さわやかクラブ、シルバー人材センターなどの関係団体、新聞、郵便、電気、ガス、水道、宅配などの事業所、福祉サービス事業所、医療機関、消防署や警察署などの関係機関と行政が協力・連携し、日常生活や業務中において、高齢者のみならず生活困窮者、障害者等についても見守りを行う体制を構築する。	福祉課
ホームレス実態調査の実施	河川、道路等を起居の場所として、日常生活を営んでいる人について適切な支援が行えるよう、実態の把握を行う。	福祉課

(2) 地域福祉の担い手や福祉人材の育成・強化

【現状と課題】

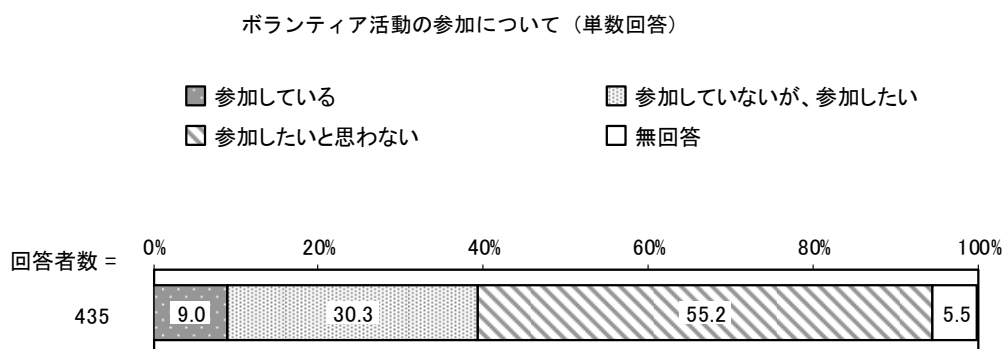
地域福祉を推進していくためには、地域活動を担うリーダー等の育成が重要です。

本町では、住民主体の生活支援等サービスや支え合いの仕組みづくりの推進役となる生活支援コーディネーターを配置し、支え合い活動が行われています。また、ボランティア活動に対する支援や地域教育推進事業やサロン活動を通じた地域福祉の担い手の育成が行われています。

町民調査によると、ボランティア活動の参加について、「参加している」が約1割、「参加していないが、参加したい」が約3割となっています。

団体調査では、メンバーの高齢化や、地域活動や福祉に関する人材不足の声が多くなっています。

地域福祉活動に取り組む意思がありながら、取り組めていない人が少なからずおり、また、地域福祉の担い手としての技術・資格等を持ちながら、地域に埋没していたり、その能力を生かし切れていない人材がいることも予想され、福祉人材を発掘・把握・確保しておくことが重要です。



資料：令和3年度 地域福祉に関するアンケート調査結果（町民調査）

【 取組の方向 】

各種講座等を通じて、地域福祉の担い手を育成していきます。また、社会福祉協議会と連携し、ボランティア活動に関する情報発信や支援を行います。



【住民・地域の取組】

- ボランティア講座などに積極的に参加しましょう。
- ボランティア活動に積極的に参加しましょう。

【 町や社会福祉協議会の取組 】

施策	内容	担当課
手話奉仕員の養成	聴覚障害のある人への理解を広め、手話奉仕員を養成するため、手話講座に関する周知を行いながら開催する。	福祉課
ボランティア活動に対する支援	ボランティア相談窓口の明確化とボランティアが活動しやすく、相談しやすい環境（場所）を準備する。 住民が参加しやすいボランティア活動の事業を展開する。	福祉課 社会福祉協議会
いきいきボランティア倶楽部（生涯現役人材バンク）の活用	高齢者が生きがいを持って働くまたは、ボランティア活動が行えるように支援する。	福祉課
社会活動や趣味活動への参加	退職後の高齢者が、家に閉じこもることがないように、多様な講座や交流・学習等の機会を提供していく。	生涯学習課
生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の設置	第1層活動圏域（吉田町全域）において、住民主体の生活支援等サービス、助けあいの仕組みづくりの推進役となる生活支援コーディネーターを配置し、支え合い活動に取り組む。	福祉課 社会福祉協議会
（生活支援）協議体の運営	生活支援コーディネーターの活動をサポートし、互助を中心とした地域づくりを住民主体で進める協議体の運営に努める。	福祉課 社会福祉協議会
地域福祉活動の担い手育成	協議体と連携し、人材の発掘・育成に取り組み地域福祉活動を推進する。 新たな担い手の養成講座、学習会等の場を設け育成に努める。	社会福祉協議会
地域教育推進事業やサロン活動を通じた地域福祉の担い手の育成	地域教育推進事業やサロン活動等へのボランティアによる参加を促す。また、活動している人に対し、自主的な運営ができるよう支援を行う。	福祉課 生涯学習課 社会福祉協議会

(3) 関係団体・機関との協働・連携強化

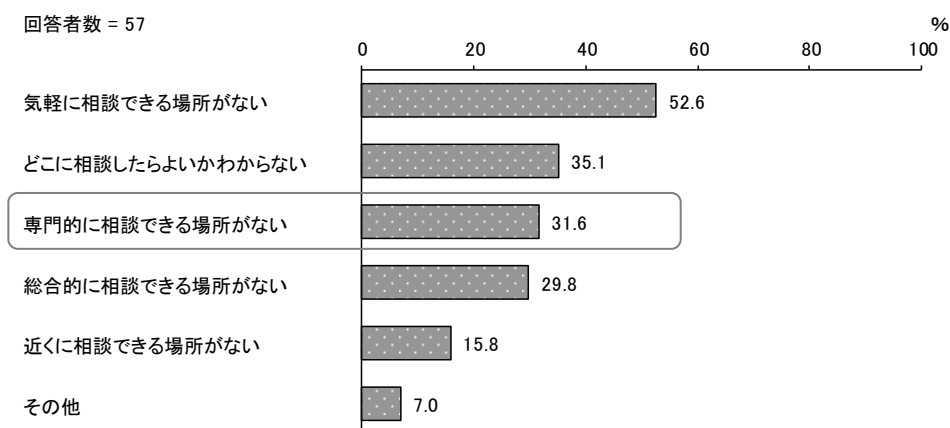
【現状と課題】

地域福祉は、自治会をはじめとする地域団体や専門職、NPO等の多様な関係者の活動によって成り立っています。

本町では、当事者団体をはじめ様々な地域福祉に関わる団体が活動しています。また、生活支援ニーズの把握を行い、(生活支援)協議体や在宅医療・介護連携推進会議、自立支援協議会を開催し、関係機関の連携を図っています。

町民調査によると、現在の相談支援体制で足りないと思うことについて、「専門的に相談できる場所がない」が約3割となっています。引き続き、複雑化・複合化した課題の解決に向けさらなる関係団体・機関との連携強化を図る必要があります。また、新型コロナウイルス感染症拡大により、当事者団体をはじめ様々な地域福祉に関わる団体の活動等が自粛となりましたが、感染症対策を行い、情報共有や連携をさらに進めることが重要です。

現在の相談支援体制で足りないと思うことについて（複数回答）



資料：令和3年度 地域福祉に関するアンケート調査結果（町民調査）

【取組の方向】

地域福祉に関わるニーズや問題を把握し、解決していくために、地域で活動している当事者団体や関係機関等の連携を強化します。

また、施設を整備する際には、住民の意見を幅広く伺うとともに、町内だけでなく近隣市町を含めた広域的な視点で検討していきます。



【住民・地域の取組】

- 各種機関や関係団体などとの連携を強めるなど、団体活動を充実しましょう。
- 積極的に福祉施設を活用しましょう。

【町や社会福祉協議会の取組】

施策	内容	担当課
ワンストップ相談窓口	健康、介護、障害、子育て、生活困窮など複合的な問題や悩み事が相談できるワンストップ相談窓口の周知啓発を図る。	福祉課 関係各課 各関係団体
窓口での当事者団体の紹介	当事者団体等への加入促進のため、窓口にて活動の紹介を行う。	福祉課 社会福祉協議会
当事者団体への支援	当事者団体の活動に対する必要な支援を行う。	福祉課 社会福祉協議会
生活支援ニーズの把握	住民の生活支援ニーズを把握することで、今後どのような福祉サービスが必要か確認する。生活支援コーディネーターと協議体が協働で地域アセスメントを実施し生活支援ニーズの把握に努める。	福祉課 社会福祉協議会
(生活支援) 協議体の運営	地域における生活支援サービス、助け合いの仕組みを充実するため、生活支援コーディネーターを補佐し、助け合い活動を創出するための協議体が円滑に活動できるようにするための事務局を運営する。	福祉課 社会福祉協議会
在宅医療・介護連携推進会議への参画	医療や介護を必要とする高齢者が住み慣れた地域で安心して在宅療養生活を続けることができるよう、関係機関間の調整を図り、在宅医療及び介護の連携を強化するため、在宅医療・介護連携推進会議を設置する。	福祉課 社会福祉協議会 健康づくり課
自立支援協議会	関係機関が連携することで、地域の障害のある人等への支援体制に関する情報共有並びに体制整備を行い、障害のある人の自立を支援するための福祉推進委員会を継続して開催する。	福祉課 社会福祉協議会
ボランティア連絡会	ボランティアグループ間の横の連携を密にするためグループ代表者が集まり情報交換を行う連絡会の機会をつくる。	社会福祉協議会

(4) 権利擁護の充実

【現状と課題】

生活困窮者、ひとり親家庭、高齢者のみ世帯、障害者等、支援が必要な人々が増加しています。支援が必要な人の中には既存のサービスや行政の仕組みでは解決できない問題を抱える人も増えてきています。今後、高齢者・障害のある人の増加に伴い、成年後見制度の需要が高まることが予想されています。

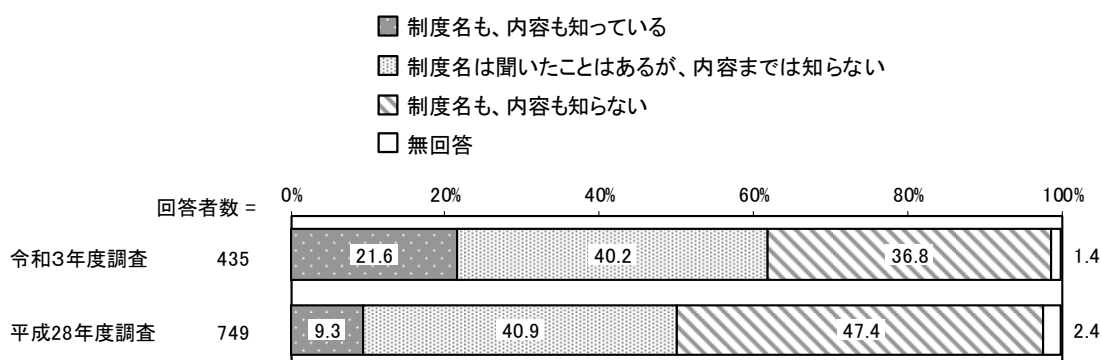
本町や社会福祉協議会では、成年後見制度や日常生活自立支援事業等の権利擁護のための相談やサービスを実施しています。また、牧之原市と連携し研修を受講して必要な知識を身につけた一般の住民が成年後見活動を行う「市民後見人」の育成が行われています。

町民調査によると、成年後見制度の認知度について、「制度名は聞いたことはあるが、内容までは知らない」が約4割、「制度名も、内容も知らない」が3割を超えています。

国においては、平成29年に成年後見制度利用促進基本計画が策定され、成年後見制度の利用促進を図っています。

今後も、成年後見制度や日常生活自立支援事業の推進のもと、各種制度について周知・啓発するとともに、福祉サービス利用者の権利擁護をより一層充実することや虐待防止対策に取り組んでいくことが必要です。

成年後見制度の認知度について（単数回答）



資料：令和3年度 地域福祉に関するアンケート調査結果（町民調査）

【 取組の方向 】

認知症高齢者や知的障害のある人の中には、財産管理や日常生活で生じる契約などの判断が求められる行為ができない人や契約等において不利益を被る人がいます。

このような人たちの権利を守り、利用援助を行うために、日常生活自立支援事業や成年後見制度の普及・啓発に努めるとともに、判断能力の不十分な人たちの支援を行います。

※成年後見制度の利用促進に向けた町の取組の詳細は、「第4章 吉田町成年後見制度利用促進基本計画」へ体系的にまとめています。



【住民・地域の取組】

- 本人、身内で、認知症やその家族、知的障害のある人などの財産管理が不安な方がいたら、早めに地域包括支援センターや委託相談支援事業所に相談しましょう。
- 判断能力に不安がある場合、日常生活自立支援事業等の利用について相談しましょう。
- 町や社会福祉協議会が開催する権利擁護や利用援助等の講演会に参加し、将来の不安に対応できるようにしましょう。
- 町が募集する市民後見人制度講習会等に積極的に参加し、地域で活躍できる人材となりましょう。

【 町や社会福祉協議会の取組 】

施策	内容	担当課
権利擁護事業の充実	権利擁護事業の中核となる機関を、社会福祉協議会内に設置し、「広報機能」、「相談機能」、「成年後見制度利用促進機能」及び「後見人支援機能」の4つの機能を発揮します。	福祉課
日常生活自立支援事業の実施	判断能力に不安がある人に福祉サービスの利用援助や金銭管理の支援等を利用者と契約し実施する。	社会福祉協議会
成年後見制度の普及啓発	成年後見制度の普及啓発を行うと共に、制度を必要とする方やその身内との相談援助を行う。	福祉課 社会福祉協議会
成年後見制度における市民後見人の育成	被後見人と同じ目線で見守りや意思決定支援を行うことが期待される「市民後見人」の担い手の育成を、近隣市町と連携し実施する。市民後見人候補者に対しての支援、新たな市民後見人養成講座の開催に協力する。	福祉課 社会福祉協議会
法人後見の実施	社会福祉協議会が後見人となる法人後見を実施する。	社会福祉協議会

施策	内容	担当課
障害者相談支援事業 （基本相談・一般的な相談）の機能強化	障害者等からの相談に応じ、必要な情報の提供、障害福祉サービス等の利用支援を行うとともに権利擁護のために必要な援助を行う。また、自立支援協議会への参加と運営を推進し、個別事例の検討等を通じて関係機関との連携を図り、社会資源の開発・改善等に努める。	福祉課

基本目標 4 地域で安心して暮らせるまちづくり

(1) 外出・移動支援の充実

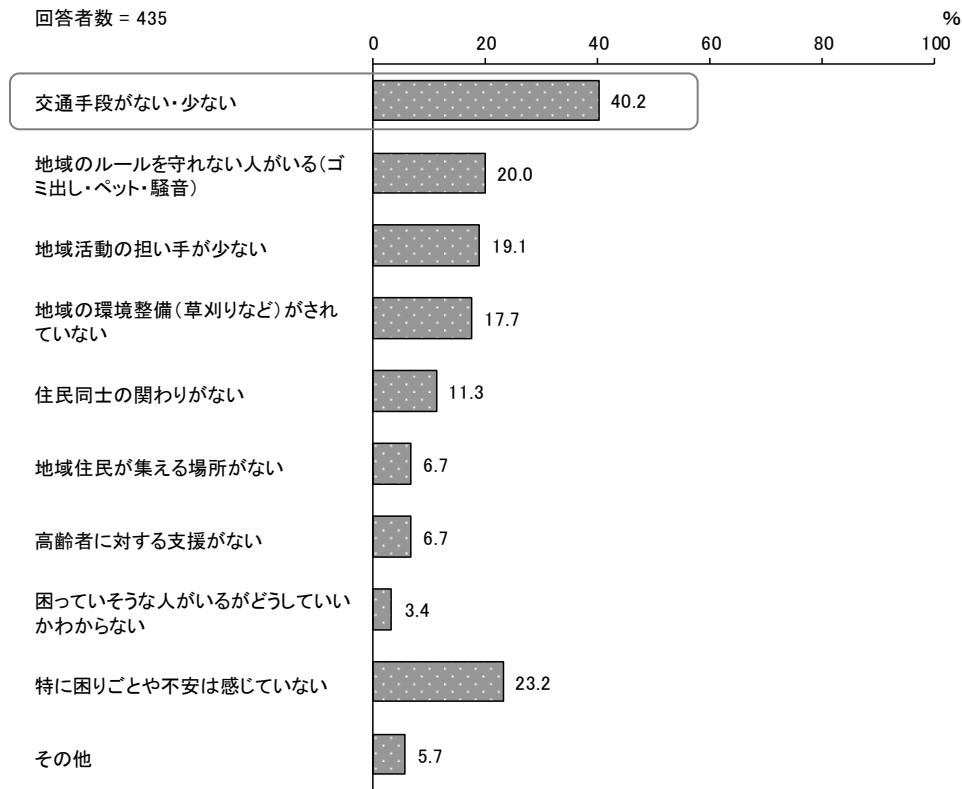
【現状と課題】

高齢者等が増加している中で、地域で安心して暮らしていくためには、外出等の移動手段の確保が重要となります。

本町では、高齢者移動支援事業としてボランティアによる移動支援を行うなど、外出・移動支援の充実を図っています。

町民調査によると、お住まいの地域の困りごとについて、「交通手段がない・少ない」が約4割と最も高くなっています。団体調査においても、高齢者の移動手段が課題となっており、引き続き、外出等の移動支援の充実が重要です。

住まいの地域の困りごとについて（複数回答）



資料：令和3年度 地域福祉に関するアンケート調査結果（町民調査）

【 取組の方向 】

高齢者の増加等、外出や移動が困難な人が増えることが予測されるため、引き続き、生活交通の確保対策を行うとともに現行の外出支援を行います。



【住民・地域の取組】

- 運転ボランティアなど、空き時間を活用したボランティアに取り組みましょう。
- 障害者等用駐車スペースを正しく利用しましょう。
- 運転ボランティア等、自分が出来ることがあれば講習会等に参加しましょう。

【 町や社会福祉協議会の取組 】

施策	内容	担当課
生活交通の確保対策	住民の通勤、通学、通院など、日常生活の足として欠くことのできない公共交通について、事業者との連携により利便性の向上や、バス路線の維持を図る。	企画課
高齢者に対する移動支援	利用者が増加し、ボランティアが減少する状況から、事業を継続していくことができるように現行の事業運営に合わせてボランティアの育成を行う。	福祉課 社会福祉協議会
身体障害のある人に対する移動支援	障害のある人の利便性の向上と社会参加を促進するため、タクシー料金の一部助成を行う。	福祉課
福祉有償運送の推進	高齢者の運転免許証返納者が安心して地域で暮らせる環境を維持するため、国が定める自家用福祉有償運送制度について、関係機関との連携強化を図る。	福祉課

(2) 安全・安心な環境整備

【現状と課題】

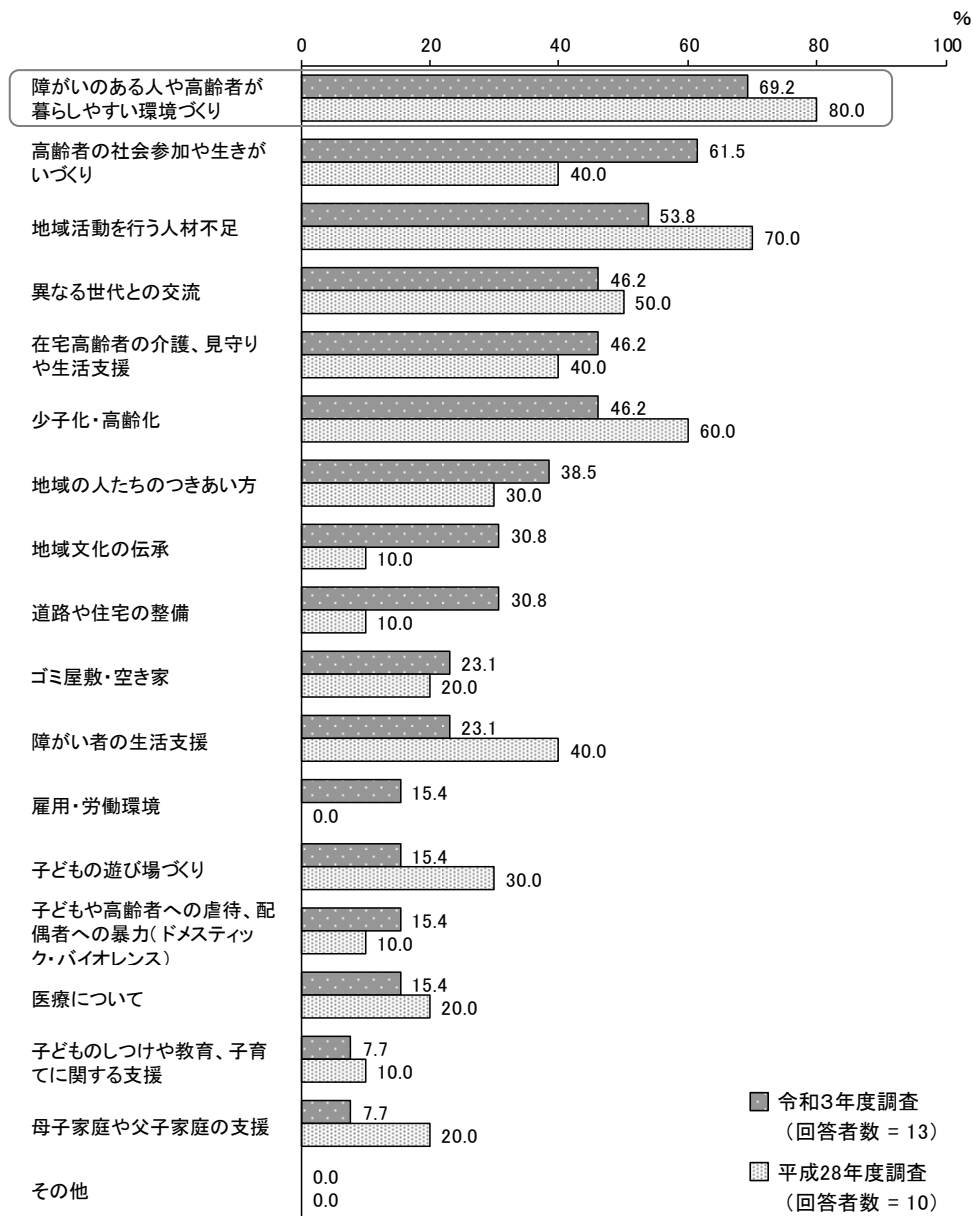
誰もが住み慣れた家庭や地域で安全に安心して暮らしていくには、バリアフリー及びユニバーサルデザインの視点による生活環境の整備や地域コミュニティの向上が重要です。

本町では、高齢者や障害のある人等が利用しやすいように、公共施設のバリアフリー化やユニバーサルデザインに配慮した道路環境の整備を進めてきました。

団体調査によると、ふだんの活動等を通じて感じている地域の課題について、「障害のある人や高齢者が暮らしやすい環境づくり」が約7割と最も高くなっています。

今後も公共施設をはじめ、道路や歩行空間等について、ユニバーサルデザインの考えに基づき、誰もが利用しやすい環境整備を行うことが必要です。

ふだんの活動・業務を通じて感じている地域の課題について（複数回答）



資料：令和3年度 地域福祉に関するアンケート調査結果（団体調査）

【 取組の方向 】

誰もが利用しやすい公共施設、道路や歩行空間とするため、バリアフリー化を進めるとともに、ユニバーサルデザインの考え方に基づいた施設等の整備を行います。



【住民・地域の取組】

- 不便な場所や危険な場所を自治会や町に知らせましょう。
- 地域の危険な箇所をみんなで確認しましょう。
- 見通しが悪く事故が起きやすい場所へのカーブミラーの設置や、夜暗い場所などを地域で確認し、自治会に連絡しましょう。

【 町や社会福祉協議会の取組 】

施策	内容	担当課
身近な場所での居場所づくり	ひとり暮らし高齢者（日中ひとり暮らしも含む）や障害のある人、子育て中の母親、共働き世帯の増加に伴い一人や兄弟で留守番する子どもなどが身近な場所で安心して集える居場所づくりを行う。 使われていない公民館や自治会館の空き時間の利用もしくは空き家を借りた居場所づくりなどについて検討を行う。地域の担い手による管理運営を行う。	福祉課 社会福祉協議会
見守りボランティアの育成	地域で高齢者・障害のある人等要援護者への支援として、見守り、声かけ等の活動協力を行う見守りボランティアを育成する。	福祉課 社会福祉協議会
公共施設のバリアフリー化	誰でも利用しやすい公共施設をめざすため、既存の公共施設のバリアフリー化を推進する。	関係各課
ユニバーサルデザインの普及	住民に向けユニバーサルデザインの普及・啓発を図る	企画課
交通安全対策の充実	県交通事故相談所と連携を図り、交通事故に関する相談窓口の充実を図り、被害者への適切なアドバイスや事故多発箇所の迅速な把握と的確な処置・対応に努める。	防災課
高齢者に対する交通安全教室	町内の老人クラブ等を対象に高齢者の交通安全教室を開催し、地域全体で交通安全に対する意識の高揚を図る。	防災課
通学路の整備	「吉田町子供の移動経路に関する交通安全プログラム」に基づき、通学路やゾーン30区域内を重点的に歩道や路側帯の整備及び安全施設の設置など、歩行者の安全を確保するための取組を推進する。	建設課
道路環境の整備	交通弱者といわれる子ども、高齢者、障害のある人だけでなく、誰もが安心して道路を利用できるよう、ユニバーサルデザインに配慮するとともに、安全施設などの設置を推進する。	建設課

(3) 災害時や緊急時の支援体制の充実

【現状と課題】

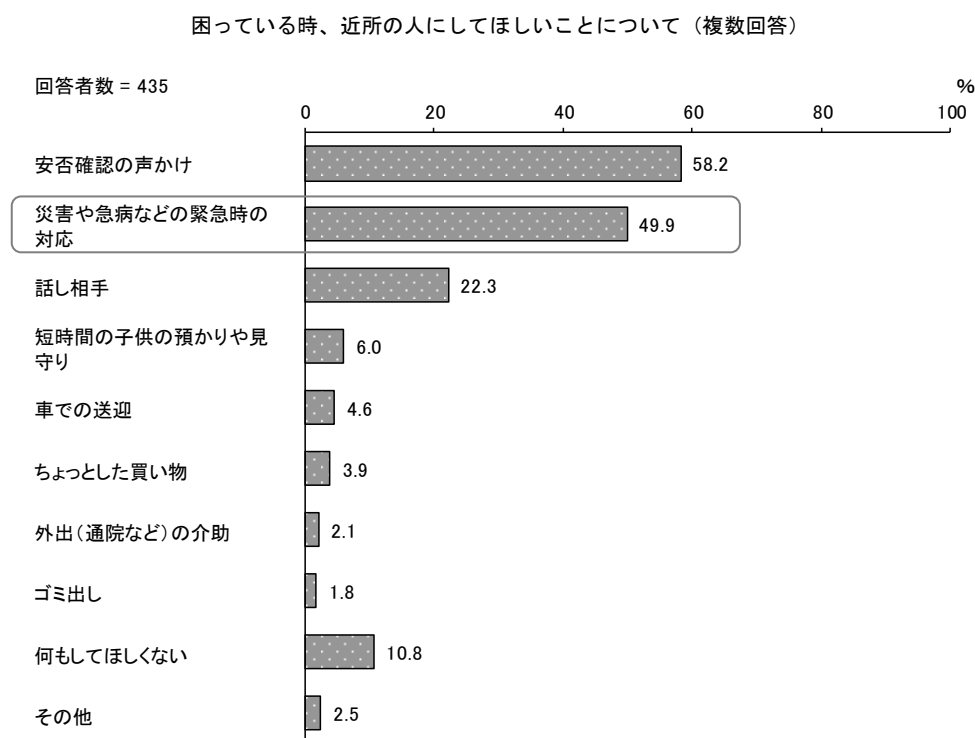
地震や台風などの自然災害の発生による被害拡大が懸念されるなかで、誰もが安全に安心して暮らせる地域づくりが重要です。

本町では、避難行動要支援者名簿の整備、要配慮者避難支援計画の作成、避難行動要支援者個別計画の登録の促進を図っています。また、救急医療情報キットや救急連絡カードを配布など要配慮者に対する支援が行われています。

町民調査によると、困っている時、近所の人にしてほしいことについて、「災害や急病などの緊急時の対応」が約5割となっています。

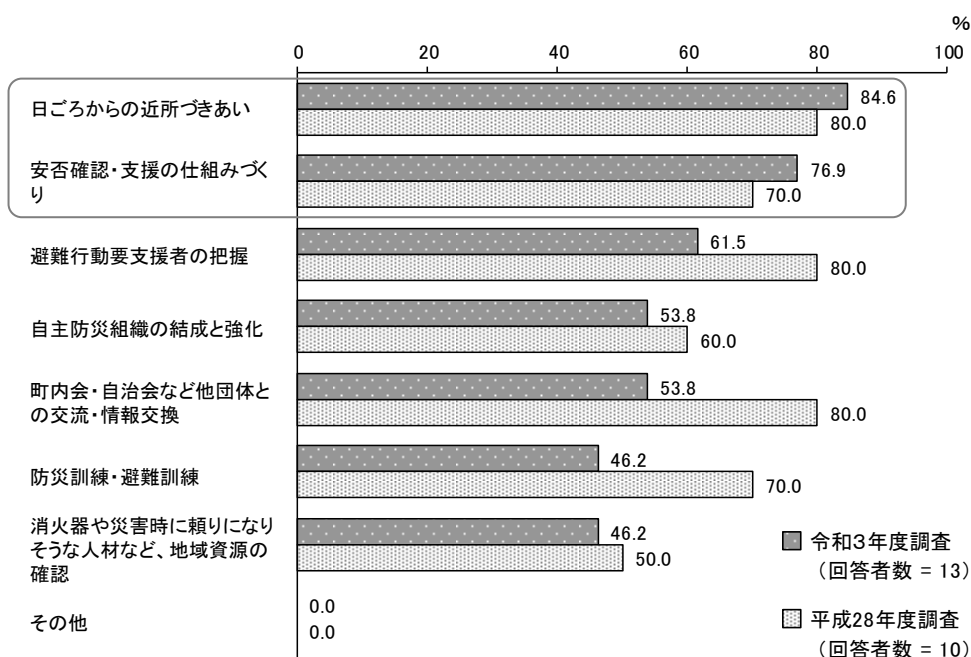
団体調査によると、災害時に支え合う地域づくりに必要な取組について、「日ごろからの近所づきあい」が8割半ばと最も高く、次いで「安否確認・支援の仕組みづくり」、「避難行動要支援者の把握」と続いています。

地震や台風等の自然災害の発生による被害拡大が懸念される中で、地域における災害時等の支援体制の充実が求められます。



資料：令和3年度 地域福祉に関するアンケート調査結果（町民調査）

災害時に支え合う地域づくりに必要な取組について（複数回答）



資料：令和3年度 地域福祉に関するアンケート調査結果（団体調査）

【 取組の方向 】

災害時や緊急時においては、地域の支えあいが重要であり、防災への意識を高めるとともに、地域での防災体制の強化を図ります。また、避難行動要支援者名簿のより一層の整備を行うとともに、緊急時における支援体制の強化を図ります。



【住民・地域の取組】

- 地域の防災訓練へ積極的に参加しましょう。
- 避難行動要支援者名簿の要援護者へ支援者として積極的に協力しましょう。
- 近所の人の顔が分かり合える地域づくりをしましょう。

【 町や社会福祉協議会の取組 】

施策	内容	担当課
要配慮者避難支援計画の作成	災害時において、迅速かつ的確に要配慮者を支援するため、要配慮者避難支援計画を作成する。	福祉課 防災課
避難行動要支援者名簿の整備	要配慮者のうち、特に支援を要する避難行動要支援者を対象とした避難行動要支援者名簿を作成する。	福祉課 防災課

施策	内容	担当課
避難行動要支援者個別計画の登録の促進及び周知	避難行動要支援者個別計画への登録を促進するため、事業の周知を図る。	福祉課 防災課
救急医療情報キットの配布	ひとり暮らし高齢者等の緊急時に迅速かつ的確な対応を行うため、医療機関名、治療状況及び緊急連絡先などの医療情報を冷蔵庫に保管するためのキットを配布する。	福祉課
救急連絡カードの配布	高齢者等に対し、緊急時に迅速かつ的確な対応を行うため、緊急連絡先を記入し携帯するカードを配布する。	福祉課
消防団の運営	身近な地域の安全を守る消防団の運営を支援する。	防災課
津波ハザードマップ等の周知	津波ハザードマップ、洪水ハザードマップ、津波避難計画及び地震防災ガイドブック等の周知を行い、一人ひとりが的確な行動がとれるよう支援する。	防災課
高齢者に対する防火・防災指導	消防署と連携して高齢者独居世帯(75歳以上)への訪問指導を実施し、防火・防災意識の高揚を図る。	防災課
家具転倒防止器具取り付けサービス	大規模地震に備え、希望する65歳以上の高齢者のみ世帯に対し、家具転倒防止器具の取り付けに対する助成を行う。	防災課
ひとり暮らし高齢者等緊急通報システム事業	ひとり暮らし高齢者等の、体調の急変や事故等の緊急時に、セキュリティサービスによる状況確認や、関係機関などへの連絡及び手配などを行う。	福祉課
防災訓練の参加の促進	要配慮者への支援方法を含め、地域における避難方法を共通で認識するため、要配慮者の防災訓練への参加を促進する。	福祉課 防災課
福祉避難所の確保	通常の避難所では避難生活が困難な要配慮者のための避難所として、社会福祉施設等と協定を結び、福祉避難所の確保に努める。	福祉課 防災課
災害ボランティアコーディネーターの育成及び連携	災害時に備え、災害ボランティアコーディネーターの育成を推進すると共に、災害ボランティアコーディネーターと連携した災害ボランティア本部組織の運営方法について訓練等を行う。 防災課、福祉課等災害時に連携が必要な関係課と平時からの連絡体制を構築する。	社会福祉協議会

(4) 防犯活動の推進

【現状と課題】

近年、高齢者等を対象とした詐欺や悪徳商法等の犯罪や、子どもや障害のある人を取り巻く事件等も発生しています。

本町では、消費生活相談を設置し、悪質商法の予防と防犯意識の高揚に努めています。

今後も、住民の防犯意識を高め、地域住民同士の助け合いや、地域の防犯体制を強化していくことが必要です。

【取組の方向】

高齢者や障害のある人等が犯罪の被害にあわないよう、地域での見守り体制の強化や防犯活動を支援します。



【住民・地域の取組】

- 日ごろから防犯意識を高めましょう。
- 向こう三軒両隣の付き合いを大切にしましょう。
- ウォーキングや犬の散歩をする際は、地域の見守り等を意識しましょう。

【町や社会福祉協議会の取組】

施策	内容	担当課
高齢者消費者被害防止のための見守りネットワーク	引き続き、週2日の消費者生活相談日を設けて相談に対応するとともに、広報やリーフレット等により、被害未然防止のための啓発を実施する。	産業課
防犯灯の整備	夜間の安全を確保するため、防犯灯の整備を行う。	防災課
防犯に関する意識の高揚	警察署・防犯協会と連携を図り、手口が巧妙化してきている振り込め詐欺や、悪徳商法に対応できる防犯対策を学ぶ。	防災課
青色防犯パトロール	青色回転灯装着車によるパトロールを実施し、地域の犯罪防止を図る。	防災課
悪質商法の予防と防犯意識の高揚	高齢者や障害のある人などを狙う振り込め詐欺や悪質商法などの防犯に関する情報収集を行い、要配慮者が被害を受けないようにコミュニティ資料等を用いて啓発を行う。	防災課 社会福祉協議会

(5) 再犯防止施策の推進【吉田町再犯防止推進計画】

【現状と課題】

犯罪をした者等の中には、安定した仕事や住居がない人、薬物やアルコール等の依存のある人、高齢で身寄りのない人など地域社会の中でさまざまな生きづらさを抱えている人が多く存在し、それを原因として再び犯罪をすることが問題となっています。そのため、犯罪をした者等が地域社会で孤立しないために、地域において理解と協力を得つつ、円滑な社会復帰を促進することで、安全・安心に暮らすことができる社会の実現に取り組むことが求められています。

【取組の方向】

更生保護の取組として、犯罪をした者等が社会の中で孤立することがないように、社会を明るくする運動をはじめとした更生保護活動等に関する周知・啓発を行い、地域において、犯罪をした者等への立ち直りに対する理解を促します。



【住民・地域の取組】

- 保護観察所や保護司会、更生保護ボランティアなどの関係機関と連携して「社会を明るくする運動」に取り組みましょう。
- 犯罪をした者等が地域で孤立することがないように、住居の確保や就労などの社会復帰について支援しましょう。

【町や社会福祉協議会の取組】

施策	内容	担当課
社会を明るくする運動等の啓発活動	更生保護活動等に関する周知・啓発を行い、地域において、犯罪をした者等への立ち直りに対する理解を促します。	社会福祉協議会
更生保護ボランティアの確保と活動支援	広報よしだやホームページなど、多様な媒体を活用し、保護司や更生保護ボランティア活動を紹介し、住民への理解促進を図ります。	福祉課
再犯防止の推進	再犯防止の観点を踏まえ、犯罪をした者等のうち、保健医療、福祉等の支援を必要とする高齢者や障害のある人に対し、生活困窮への支援など地域での生活を可能とするための取組みを検討します。	福祉課

(6) 配慮が必要な人への支援の充実

【現状と課題】

家族や地域社会の絆が弱まり、社会から孤立する人々の増加が懸念される中、地域のふれあい・支え合い体制を維持しながら、高齢者や障害のある方、生活困窮者、ひとり親家庭など様々な支援を必要とする要配慮者に対して、さまざまな専門機関等との連携を推進し、地域を見守る関係者等とのネットワークを充実させ、適切な対応を行っていくことが必要です。

本町では、いくつもの問題を抱えている人のために生活困窮者自立相談支援や就労支援、日常生活自立支援事業が行われています。また、子ども食堂の支援など支援を必要とする子どもに対し、関係機関と連携し支援が行われています。

高齢者、障害のある人、子ども、生活困窮者等、地域で支援を必要としている人の抱える課題は多岐にわたっています。また、近年では8050問題やダブルケア、ヤングケアラー等の問題や、コロナ禍における経済的問題等も発生しています。

引き続き、支援を必要とする人が適切な支援が受けられるよう支援体制の充実が必要です。

【取組の方向】

高齢者や障害のある人、ひとり親家庭とその子ども、就労できない人等が安心して暮らせるように、また財産管理などを支援できる体制と就労支援を行っていきます。



【住民・地域の取組】

- 地域で認知症が原因で外出中に行方不明になる恐れのある人や、支援を必要とする人の見守り活動に参加しましょう。
- ゲートキーパーや認知症サポーター養成講座、市民後見人養成講座など自分が出来るような活動に参加しましょう。
- 町内を巡回する関係事業所等の職員に対し、認知症サポーターやゲートキーパー養成講座等を積極的に受講してもらい、見守り支援が行える体制を整えましょう。

【町や社会福祉協議会の取組】

施策	内容	担当課
生活困窮者自立相談支援	いくつもの問題を抱えている人が、地域で安心して暮らせるように、相談に応じて関係機関と連携した支援を行う。 ・自立相談支援窓口の設置 ・家計相談支援 ・就労等支援	福祉課 社会福祉協議会

施策	内容	担当課
就労支援	様々な事情により就職できない人材の自立を促すために、関係機関と連携し、就労支援を行う。	産業課 福祉課
生活福祉資金・小口資金貸付事業	高齢者や障害のある人のいる世帯等低所得者世帯に対して、経済的な自立を目的とした、生活資金や就学資金等の貸付及び指導を行う。	社会福祉協議会
ヤングケアラーへの支援	ヤングケアラーの把握に努めるとともに子ども自身が周りの大人たちに相談や助けを求めやすい体制を整えていきます。	福祉課 こども未来課 学校教育課 社会福祉協議会
子どもの貧困支援	支援を必要とする子ども（生活困窮世帯、ひとり親家庭、引きこもり、虐待児等）に対し、学習支援、食事の提供、団らんの場となる居場所について関係機関と連携し推進する。	福祉課 こども未来課 学校教育課 社会福祉協議会
緊急食糧支援	生活困窮者等に対し、住民や企業からの提供を受けた食品などを無償で提供し、支援を行う。	福祉課 社会福祉協議会
子ども食堂の開催と運営支援	社会福祉協議会が実施している子ども食堂の事業に協力、支援をしていく。	福祉課 社会福祉協議会
環境保全事業	ごみを排出するあらゆる人に、それぞれに適した場・機会・媒体を通じて情報提供等を行う。	都市環境課
町営住宅の維持管理	住まいのセーフティネットである公営住宅が必要とする人に供給されるよう町営住宅の適切な供給管理や入居者管理を行う。	都市環境課
日常生活自立支援事業の実施	判断能力に不安がある人と契約し、福祉サービスの利用援助等の支援を行う。	社会福祉協議会
成年後見制度の普及啓発	成年後見制度の普及啓発を行うとともに、制度を必要とする方やその身内との相談援助を行う。	福祉課 社会福祉協議会
成年後見制度における市民後見人の育成	被後見人と同じ目線で見守りや意思決定支援を行うことが期待される「市民後見人」の担い手の育成を、近隣市町と連携し実施する。市民後見人候補者に対する支援、新たな市民後見人養成講座の開催に協力する。	福祉課 社会福祉協議会
法人後見の実施	社会福祉協議会が後見人となる法人後見を実施する。	社会福祉協議会
認知症高齢者等の見守り・SOSネットワークの構築	認知症の方が、外出し行方不明になった時に、早期発見、保護できる体制づくりを行う。	福祉課 社会福祉協議会
認知症サポーター養成講座の受講支援	日常的に業務で町内を運行する職員（郵便局員、銀行員、新聞配達、配送サービス等）に対し、認知症サポーター養成講座を実施し、認知症への理解を深め、話し相手になると共に、見守りボランティアとして育成する。	福祉課 社会福祉協議会

施策	内容	担当課
ゲートキーパーの育成	ゲートキーパー養成講座の開催や研修への参加によりゲートキーパー数の増加を図り、支援が必要な現場とゲートキーパーを繋げる体制を構築する。	福祉課
認知症地域支援推進員の設置	地域包括支援センターに、地域の医療機関、介護サービス事業所や地域の支援機関を繋ぐ連携支援や、認知症の人やその家族を支援する認知症地域支援推進員を設置し対応を図る。	社会福祉協議会
認知症初期集中支援チームの設置	地域包括支援センターに複数の専門職により構成されるチームを作り、認知症が疑われる人、認知症の人とその家族を訪問し、アセスメントや家族支援などの初期の支援を包括的かつ集中的に行い、自立支援をサポートする。	社会福祉協議会



成年後見制度利用促進基本計画

1 吉田町成年後見制度利用促進基本計画の位置づけ

成年後見制度利用促進基本計画（以下「国計画」という。）は、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号。以下「促進法」という。）第12条第1項に基づき、成年後見制度の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定されました。また、促進法第14条第1項において、市町村は国計画を勘案し、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるものとされています。

本町では、国計画及び促進法に基づき、吉田町成年後見制度利用促進基本計画（以下「基本計画」という。）を第4期吉田町地域福祉計画・第4期吉田町地域福祉活動計画に編入し一体的に策定します。

このことから、計画期間は令和5年（2023）年度から令和9年度（2027）年度までの5年間とします。

2 計画の策定体制

基本計画の策定にあたり、成年後見制度を必要としている人のニーズを把握するため、令和3年11月に、居宅介護支援事業所や障害者相談支援事業所、高齢者及び障害者の入所事業所等を対象に、事業所アンケート調査を実施しました。

また、令和3年度に吉田町地域福祉推進委員会権利擁護部会（以下「部会」という。）を3回開催し、成年後見制度にかかわる法律・福祉の専門職等に御参加いただき、会議での御意見・御提案を参考に、基本計画に先立ち暫定版を策定しました。

令和4年度にも部会を1回開催し、暫定版を時点修正したのち、地域福祉計画に編入しました。

3 現状と課題

(1) 現状

① 人口及び高齢化率の推移

各年3月末の人口の推移をみると、総人口は減少傾向にあり、令和4年では29,110人となっています。一方で、65歳以上の人口は増加傾向にあり、令和4年では7,617人と、平成30年の7,204人から413人増加しています。

高齢化率も年々上昇しており、令和4年では26.17%となっています。

単位：人、%

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
総人口	29,679	29,636	29,559	29,382	29,110
65歳以上人口	7,204	7,339	7,420	7,508	7,617
高齢化率	24.27	24.76	25.10	25.55	26.17

資料：町民課（各年3月31日現在）

② 認知症高齢者数の推移

日常生活に支障を来すような症状等が見られる日常生活自立度Ⅱa以上の認定者数は、横ばいで推移しており、平成29年度で575人、令和3年度で600人となっています。高齢者に占める認知症高齢者割合（日常生活自立度Ⅱa以上の人数の割合）についても横ばいで推移しており、令和3年度では7.9%となっています。

単位：人、%

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
自立	201	232	250	274	283
Ⅰ	189	188	198	191	209
Ⅱa	94	80	95	121	100
Ⅱb	282	288	269	287	304
Ⅲa	119	132	133	109	122
Ⅲb	34	29	35	33	46
Ⅳ	45	44	44	30	28
Ⅴ	1	0	0	0	0
Ⅱa以上	575	573	576	580	600
合計	965	993	1,024	1,045	1,092
65歳以上人口	7,204	7,339	7,420	7,508	7,617
高齢者に占める割合 (Ⅱa以上)	8.0	7.8	7.8	7.7	7.9
高齢者に占める割合 (自立含む)	13.4	13.5	13.8	13.9	14.3

資料：庁内資料（各年度末現在）

③ 療育手帳所持者数の推移

児童相談所又は知的障害者更生相談所において、知的障害があると判定された人に交付される療育手帳の所持者のうち、B中重度の所持者数は増加傾向にあり、令和3年度で211人と、平成29年度の167人から44人増加しています。

単位：人

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
A 重度	71	71	71	74	76
B 中重度	167	182	196	203	211
計	238	253	267	277	287

資料：庁内資料（各年度末現在）

④ 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

一定程度の精神障害の状態にあることを認定する精神障害者保健福祉手帳の所持者のうち、2級及び3級の所持者数は増加傾向にあります。

単位：人

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
1 級	15	16	15	16	15
2 級	109	121	133	148	175
3 級	68	75	85	93	101
計	192	212	233	257	291

資料：庁内資料（各年度末現在）

⑤ 本町の成年後見制度の利用者数

令和4年10月1日時点における本町の成年後見制度の利用者数は、合計で32人であり、平成30年12月末時点と比べ5人の増加となっています。なお全体の50%以上を成年後見の類型が占めています。

単位：人

	成年後見	保佐	補助	任意後見	計
平成 30 年 12 月末時点	17	6	4	0	27
令和 2 年 3 月 30 日時点	15	5	1	0	21
令和 3 年 3 月 1 日時点	15	7	2	0	24
令和 3 年 11 月 11 日時点	13	10	1	0	24
令和 4 年 2 月 25 日時点	15	8	1	0	24
令和 4 年 10 月 1 日時点	21	9	2	0	32

資料：静岡家庭裁判所提供資料

注1 上記の数値は自庁統計に基づく概数であり、今後集計整理により異同訂正が生じることがある。

注2 本人が実際に住んでいる場所（施設、病院等を含む。）を基準としており、住民票上の住所と一致するとは限らない。

⑥ 町長申立件数

本人や家族ともに制度利用の申立を行うことが難しく、町長が申立を行った案件は、平成29年度の高齢者1件となっています。

単位：件

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
高齢者	1	0	0	0	0
障害者	0	0	0	0	0
計	1	0	0	0	0

資料：庁内資料（各年度末現在）

⑦ 日常生活自立支援事業契約者数

判断能力が不十分な人が、地域において自立した生活が送れるよう福祉サービスの利用援助等を行う日常生活自立支援事業の契約者数は、平成29年度から5人程度で横ばいに推移しています。

単位：人

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
日常生活自立支援	5	4	4	5	6

資料：吉田町社会福祉協議会（各年度末現在）

⑧ 成年後見制度利用支援事業（報酬助成件数及び助成額）

家庭裁判所が決定した成年後見人等の報酬に係る費用を負担する者がなく町が助成をした案件は、平成30年度から発生しています。令和3年度には高齢者で2件、432,000円の助成を行っています。

単位：件、円

		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
高齢者	件数	0	1	1	1	2
	金額	0	216,000	216,000	216,000	432,000
障害者	件数	0	0	1	0	0
	金額	0	0	252,000	0	0
計	件数	0	1	2	1	2
	金額	0	216,000	468,000	216,000	432,000

資料：庁内資料（各年度末現在）

⑨ 地域包括支援センターの権利擁護にかかわる相談件数

地域包括支援センターで受けた総合相談のうち、権利擁護にかかわる相談件数は、令和2年では14件と減少傾向にあったものの、令和3年度には3倍増の42件となり、平成29年度と同等程度まで増加しています。

単位：件

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
権利擁護相談件数	44	31	31	14	42

資料：包括支援センター運営協議会（各年度末現在）

⑩ 市民後見人養成講座修了者数

令和2年度に、牧之原市と共同により市民後見人養成講座を開催し、市民後見人の養成を図っています。講座修了者のうち4人が市民後見人候補者として名簿に登録されています。

単位：人

	令和 2 年度講座（第 1 期生）
受講者数	5
講座修了者数	5
候補者名簿登録者数	4

資料：庁内資料

(2) 課 題

課題1 地域で支える体制づくり

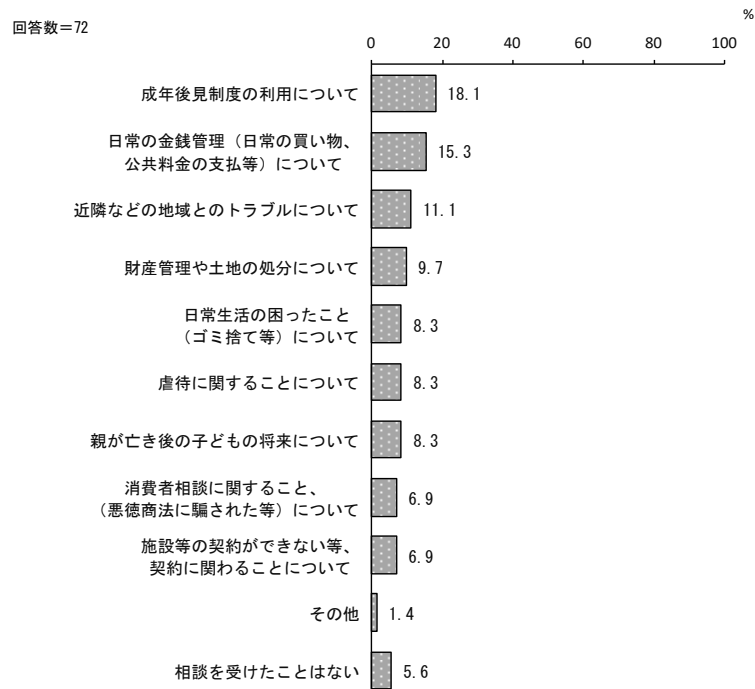
これまで、地域包括支援センターや委託相談支援事業所等を中心に、個別ケースごとのチーム（本人の支援を行う親族、福祉・医療・介護、地域の関係者と後見人等）は形成されていましたが、町として各チームとの情報のやり取りを行う事務局的な機関がなかったため、権利擁護の支援を進めていくうえで、積極的かつ統一的な対応がとれていませんでした。

権利擁護の支援や成年後見制度の利用促進を推進するためには、全体構想設計とその実現に向けた進捗管理、コーディネート等を行う司令塔機能を持った中核機関の設置が必要です。

また、事業所アンケート調査によると、相談を受けた場合の対応方法について、「事業所の職員が対応している」の割合が25.0%と最も高い状況で、相談機関への相談にまで至っていない様子が伺えます。職員が対応している事業所に、対応時に苦慮していることについて聞き取りを行ったところ、成年後見制度の利用に向けて手続きを進めたい場面で、家族に説明しても制度開始の理解が得られず手続きが停滞してしまう点とのことでした。

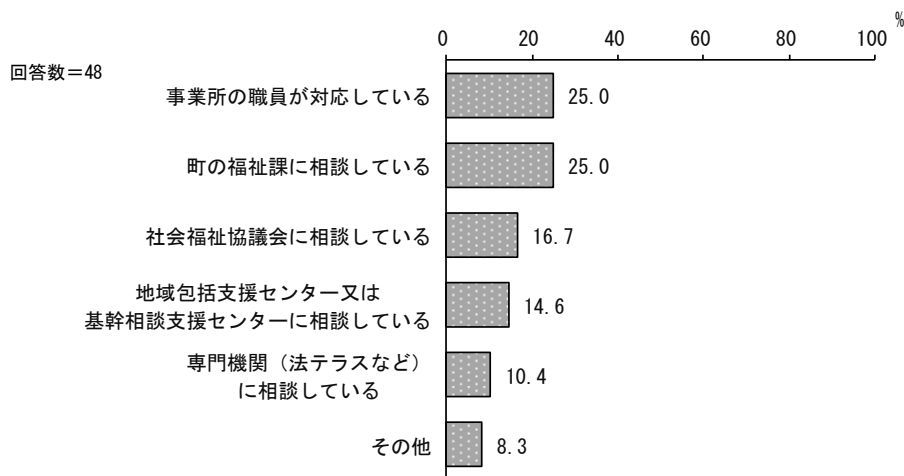
加えて、利用者や家族からの相談内容について、「近隣などの地域とのトラブルについて」の割合が11.1%、「日常生活の困ったこと（ゴミ捨て等）について」の割合が8.3%と、地域での困り事に対する相談の割合が高くなっていることから、チームを中心とした地域連携ネットワークの構築が必要です。

利用者や家族からの相談内容について【事業所アンケート】



相談を受けた場合の対応方法について

【事業所アンケート】



課題 2 制度の周知・広報不足

町長申立及び報酬助成の件数や、アンケートの結果から、制度の周知が十分とは言えない状況にあります。

町民調査において、「制度名は聞いたことはあるが、内容までは知らない」と「制度名も、内容も知らない」を合わせた割合は77.0%となっています。また、本人や家族の判断能力が十分でなくなったときに成年後見制度の利用をしたいか訊ねた設問において、「利用したくない」と「今のところわからない」を合わせた割合は66.2%と、いずれも高い割合となっています。

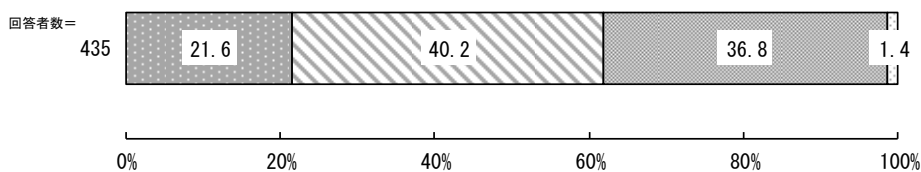
事業所アンケートによると、成年後見制度が必要と思われる人の利用に至っていない原因について、「本人・家族が同意しないため」の割合が30.8%と最も高く、次いで「後見人への支払報酬が困難なため」と「適当な後見人の候補者（家族・親族等）がいないため」の割合が15.4%となっています。

加えて、成年後見制度の利用促進のために必要なこと、問題になっていることについて訊ねた設問では、制度理解に係る項目が、いずれも高い割合となっています。

成年後見制度は、高齢になっても障害を持っていても、住み慣れた地域の一員として、尊厳を持って生活できる地域社会のために欠くことができないものであるにもかかわらず、その認知度が十分とはいえない状況であるため、制度を広く周知し住民の生活の中に定着させていくことが必要です。

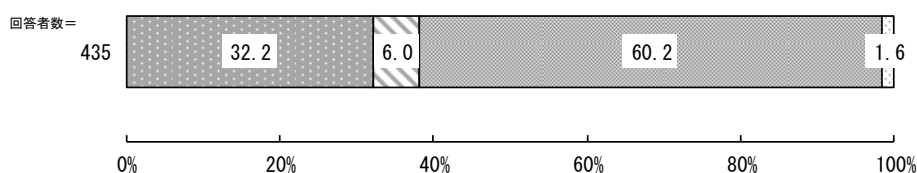
成年後見制度の認知度について【町民調査】

- 制度名も、内容も知っている
- 制度名は聞いたことがあるが、内容までは知らない
- 制度名も、内容も知らない
- 無回答



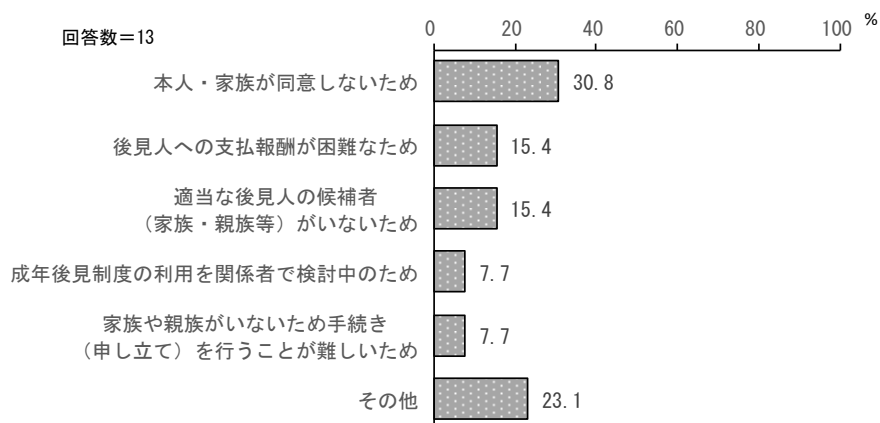
成年後見制度利用の意思について【町民調査】

- 利用したいと思う
- 利用したくない
- 今のところわからない
- 無回答



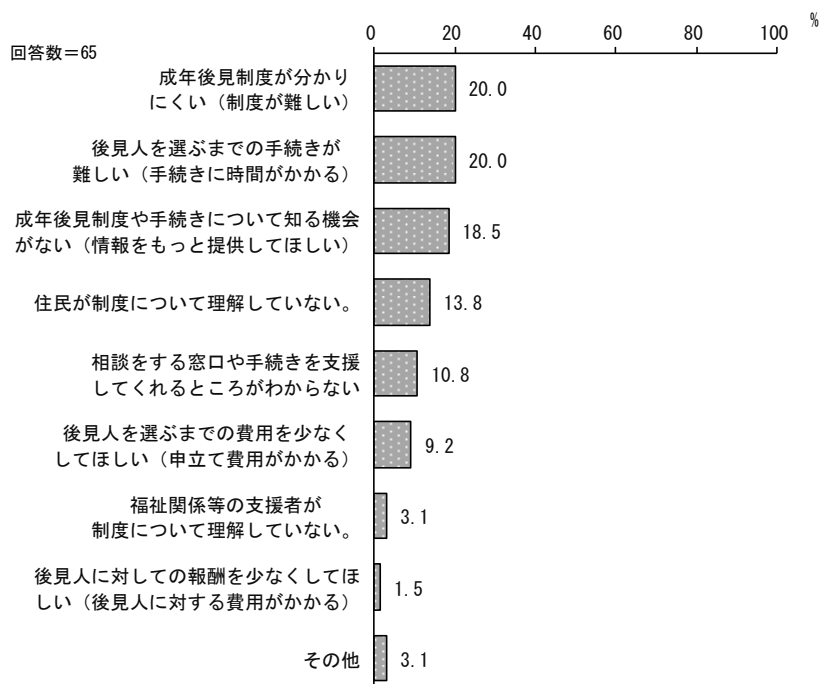
成年後見制度が必要と思われる人の利用に至っていない原因について

【事業所アンケート】



成年後見制度の利用促進のために必要なこと、問題になっていることについて

【事業所アンケート】



課題3 人材の確保

本町では年々高齢化率の上昇がみられています。また、療育手帳や精神障害者保健福祉手帳の所持者数も増加傾向にあります。このことから、今後支援が必要な人の増加が予想され、成年後見制度の重要性が増していくと考えられます。

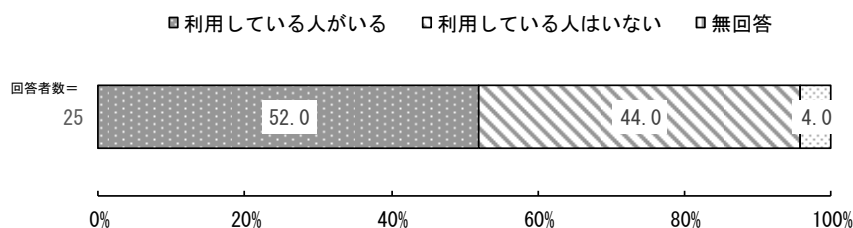
事業所アンケートによると、「成年後見制度」を利用している人がいる事業所の割合は、52.0%となっています。

また、今後5年以内に「成年後見制度」の利用が必要と思う人がいる事業所の割合は44.0%で、その人数は、高齢者と障害者を合わせて33人となっています。

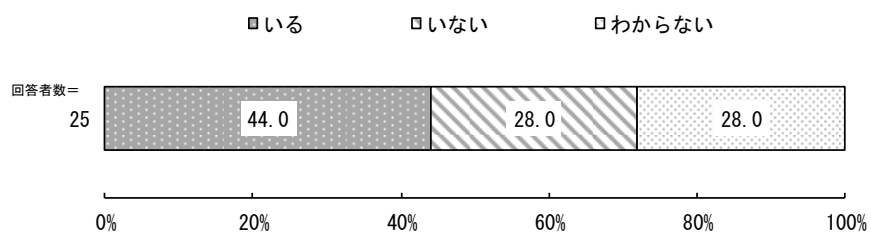
今後、増大するニーズに応じていくために、専門職後見人のみならず、市民後見人や法人後見など、多様な担い手の確保が必要です。

事業所における「成年後見制度」の利用状況について

【事業所アンケート】



事業所で今後5年以内に「成年後見制度」の利用が必要と思う人の有無について
【事業所アンケート】



単位：人

高齢者 (包括・居宅介護支援事業所・入所事業所)	障害者 (相談支援事業所・入所事業所)
17	16

4 今後の取組

取組目標 1 地域連携ネットワークと中核機関の整備

制度が必要な人が、本人らしい生活を守るための制度として成年後見制度を利用することができるように、本人を含む「チーム」（本人の支援を行う親族、福祉・医療・介護、地域の関係者と後見人等）、チームを支援する「協議会」「中核機関」を構成要素として、「地域連携ネットワーク」を構築します。

① 地域連携ネットワークの役割

「権利擁護支援の必要な人の発見・支援」、「早期の段階からの相談・対応体制の整備」、「意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築」の3つの役割を果たします。

② チームの役割

後見開始前においては、地域の中で、権利擁護支援が必要な人を発見し必要な支援に結びつける機能を果たします。後見開始後においては、本人の自己決定権を尊重し、身上保護を重視した成年後見制度の運用を行うため、法的な権限を持つ後見人と地域の関係者等が協力して日常的に本人を見守り、本人の意思や決定状況をできる限り継続的に把握し対応する役割を果たします。

③ 協議会の役割

ア ケース会議

チームのメンバーに加えて、町職員（町長申立担当）、社会福祉協議会（法人後見担当）、必要により地域関係団体に参加していただくほか、司法書士や社会福祉士といった専門職にも参加をいただき、チームに対し必要な支援を行います。

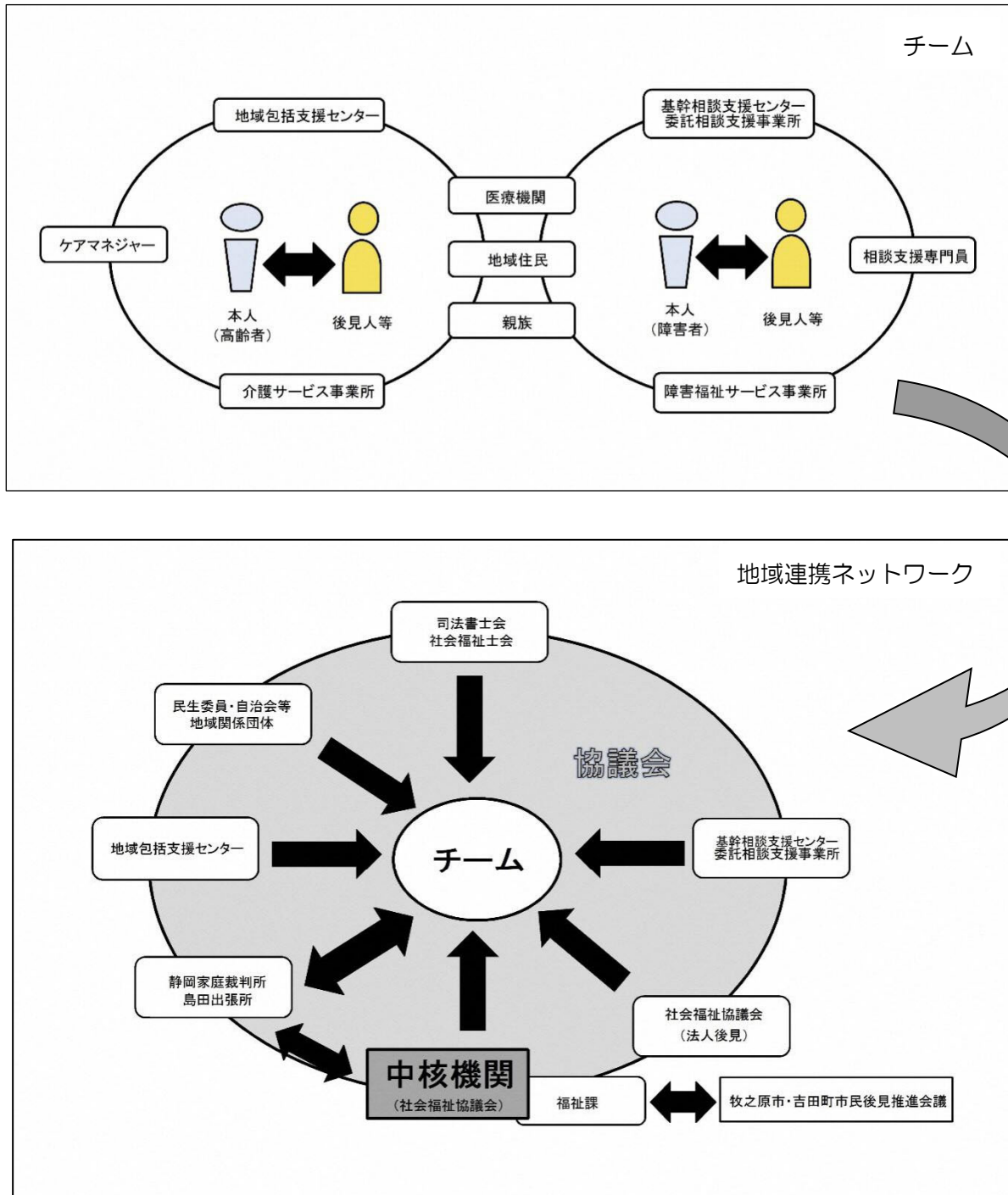
後見開始前においては、地域包括支援センターや委託相談支援事業所等の相談支援機関が開催する会議等で成年後見制度の利用が適当であると判断された案件について、ケース会議（定例会議）を定期開催し、類型・代理権の範囲、申立人の調整、町長申立の必要性、後見人等候補者の検討などを行います。

後見開始後においても、後見活動が円滑に行われるため、情報共有や役割分担を確認するためのケース会議（支援会議）を適宜開催します。

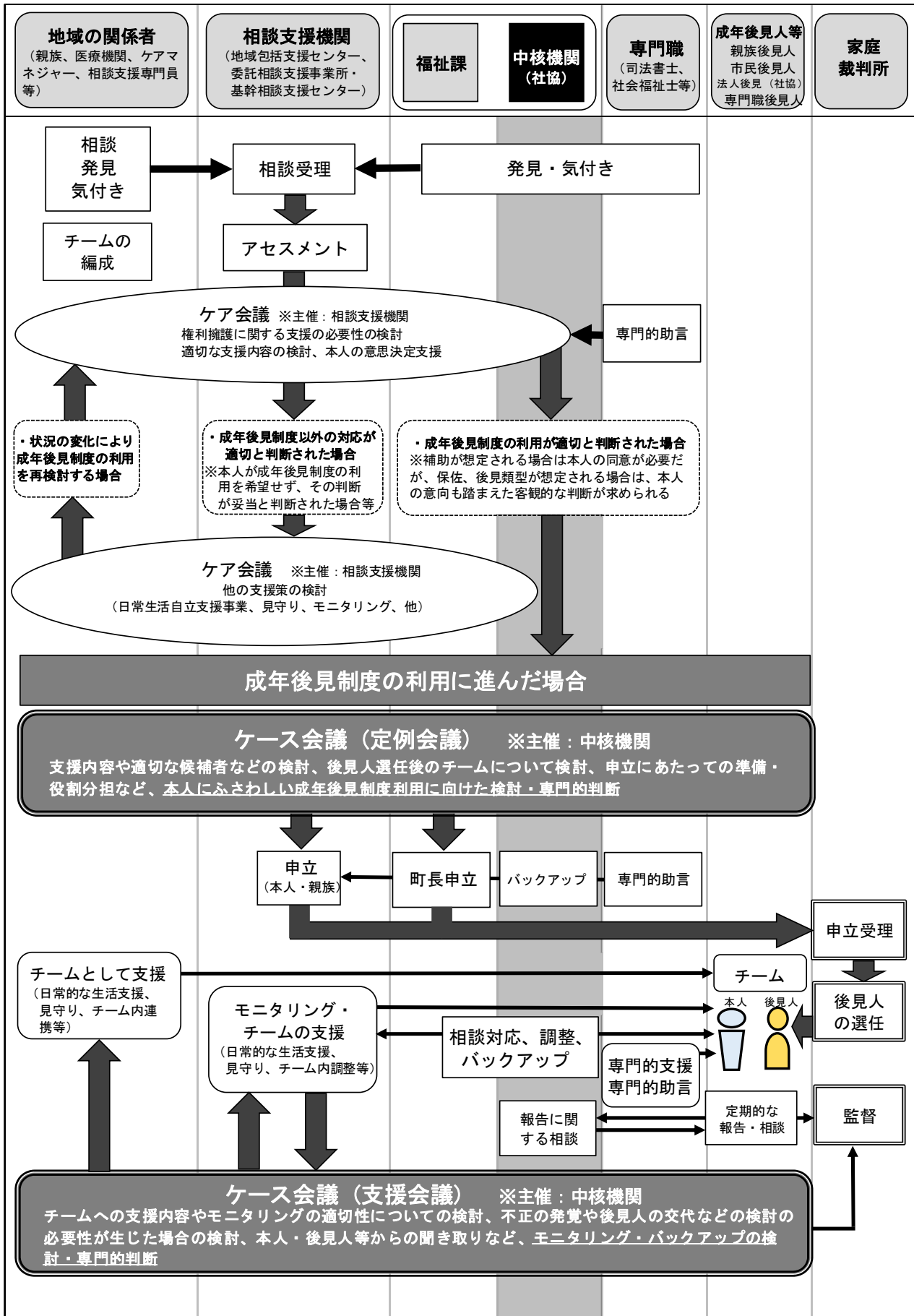
イ 推進協議会

司法機関、法律及び福祉の専門職や、相談支援機関、地域の関係者等の地域連携を構築し、ケース会議等の事業の報告や意見交換、協議を行うための推進協議会を運営する体制を整備します。

チームおよび地域連携ネットワークのイメージ



支援の流れ、各主体に期待される役割のイメージ（フロー図）



④ 中核機関の設置

地域連携ネットワークの中核となる機関を、令和5年4月1日から、社会福祉協議会内に設置します。

中核機関が保有する機能としては、国計画で求められている「広報機能」、「相談機能」、「成年後見制度利用促進機能」及び「後見人支援機能」の4つです。

機能	取組内容
広報機能	<ul style="list-style-type: none">・ 広報紙やホームページ等の媒体を活用した後見制度の周知・ 関係機関に対する支援体制構築のための啓発や相談窓口の周知
相談機能	<ul style="list-style-type: none">・ 相談支援機関からの相談対応
成年後見制度 利用促進機能	<ul style="list-style-type: none">・ 申立支援・ 受任調整・ 市民後見人候補者等の支援・監督・ ケース会議（定例会議）運営・ 関係機関等連絡調整
後見人支援機能	<ul style="list-style-type: none">・ ケース会議（支援会議）の運営・ 成年後見人等に対する総合支援

取組目標 2 制度の周知・広報

成年後見制度を必要としている人が、適切に相談窓口に繋がることができるよう、制度の周知・広報を、広報よしだや町ホームページへの掲載、イベント等でのチラシ配布により実施いたします。

制度の周知・広報を通じて、本人自身や、地域住民、介護支援専門員、相談支援専門員などの本人の身近な支援者が、判断能力の低下に関するリスクや課題に気づき、任意後見制度や早い段階からの補助・保佐の利用を検討するきっかけになることも期待されます。

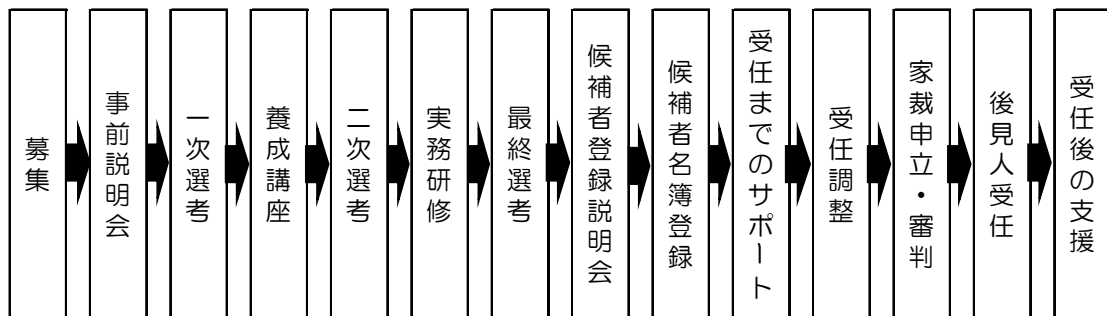
取組目標 3 市民後見人の育成

今後の成年後見制度の需要拡大を想定して、被後見人と同じ目線で見守りや意思決定支援を行うことが期待される、市民後見人の担い手を育成していきます。

市民後見人の育成における、養成講座の開催から候補者の登録に至るまでの諸々の協議については、牧之原市と共同による、牧之原市・吉田町市民後見推進会議を協議母体として実施していきます。

また、実務研修や受任までのサポート、受任後の支援については、法人後見を担う機関である社会福祉協議会が活動母体となり、受任前は法人後見支援員等として活動する候補者を支援し、受任後は社会福祉協議会が後見監督人となり支援していきます。

市民後見人の育成の流れ





第5章 計画の推進

1 計画の普及・啓発

地域福祉は、行政、地域住民、福祉活動団体、ボランティア、福祉事業者など地域に関わるすべてのものが主体となって協働し、推進していくことが大切です。

このため、地域住民をはじめ、関係団体等に本計画の周知を図り、地域における主体的な活動を促進します。

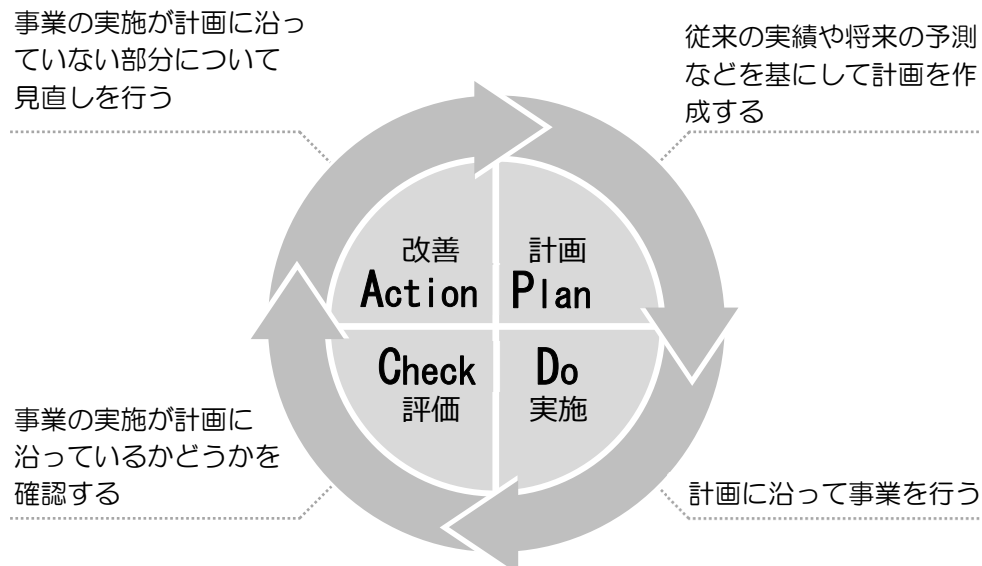
また、広報よしだやホームページ、社協だより、各種イベント等を通じて、本計画の普及・啓発を行い、地域福祉の推進に向けた意識の高揚を図ります。

2 吉田町地域福祉推進委員会における進捗状況の把握と評価

本計画を着実に進めていくには、計画を立案（Plan）し、実行（Do）し、基本目標の達成に向けて適切に評価（Check）し、必要に応じて改善（Action）していけるよう、PDCAサイクルを活用して、進捗管理することが必要です。

本計画を推進するにあたっては、学識経験者、自治会、福祉、保健、関係団体、学校関係者等で構成する吉田町地域福祉推進委員会において、定期的に地域福祉施策の進捗状況の点検並びに評価を行い、本計画の推進に努めます。

PDCAサイクルのイメージ



3 連携・協働による計画の推進

社会福祉協議会は、地域福祉の推進を支える役割を担っています。今後、一層の連携強化を図り、各事業の推進体制を整備します。

地域福祉の推進には、町や社会福祉協議会だけでなく、住民や地域活動団体、NPO・ボランティア団体や事業者等、様々な主体の活動が必要です。

さらなる地域福祉の推進に向けて、町と社会福祉協議会との連携を強化するとともに、住民一人ひとりが福祉に対する意識や理解を深め地域福祉活動に取り組むことができるよう、協働体制の強化を図ります。



資料編

1 吉田町の現状

(1) 人口・世帯の推移

① 地区別人口の推移

吉田町の人口は、微減傾向にあり、令和4年3月31日現在では、29,110人となっています。令和4年の地区別人口をみると、最も人口の多い地区は住吉で9,940人となっており、総人口の34.1%を占めています。人口の増加率では、北区が最も高く3%となっています。

地区別人口の推移

単位：人

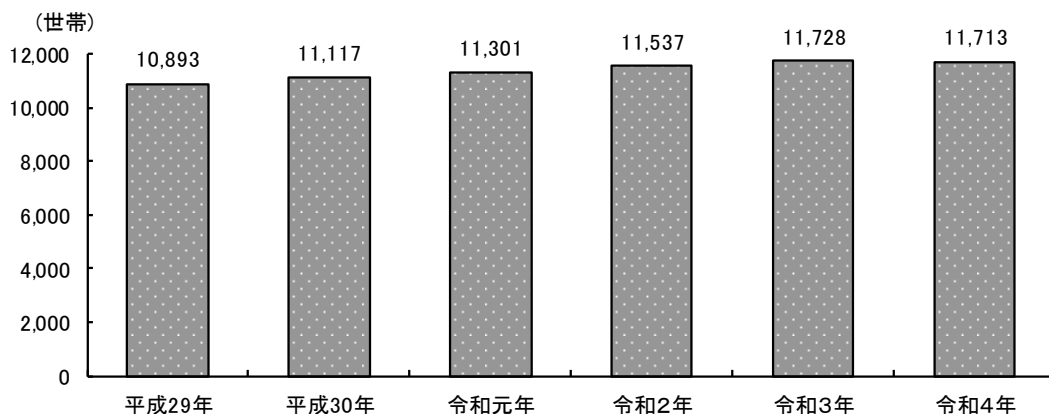
地区名	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
住吉	10,409	10,387	10,344	10,235	10,074	9,940
川尻	6,325	6,306	6,220	6,169	6,113	6,075
片岡	5,837	5,825	5,804	5,844	5,793	5,759
北区	7,120	7,161	7,268	7,311	7,402	7,336
合計	29,691	29,679	29,636	29,559	29,382	29,110

資料：町民課（各年3月31日現在）

② 世帯数の推移

世帯数の推移をみると、微増傾向にあり、令和4年で11,713世帯となっています。家族構成別の世帯数の推移をみると、核家族世帯が年々増加しており、1世帯あたりの世帯人員が減少しています。

世帯数の推移



資料：町民課（各年3月31日現在）

③ 家族構成別世帯数の推移

家族構成別世帯数の推移

単位：世帯

区分	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	令和 2 年
一般世帯	8,269	9,161	10,248	10,239	11,259
単独世帯	1,344	1,861	2,528	2,473	3,530
核家族世帯	4,603	5,029	5,450	5,768	6,036
夫婦のみ世帯	1,276	1,392	1,610	1,745	1,881
夫婦と子からなる世帯	2,740	2,944	3,014	3,087	3,092
片親と子からなる世帯	587	693	826	936	1,063
その他の親族世帯	2,298	2,231	2,097	1,885	1,578
非親族世帯	24	40	93	78	109
1 世帯あたりの親族人員	3.31	3.09	2.88	2.81	2.54

資料：国勢調査

※一般世帯には家族類型「不詳」を含んでいます。

④ 地区別世帯数の推移

令和4年の地区別世帯数をみると、住吉で最も多く4,053世帯となっており、全世帯の34.6%を占めています。

地区別世帯数の推移をみると北区で最も増加率が高く9.5%となっています。

地区別世帯数の推移

単位：世帯

地区名	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年
住吉	3,783	3,846	3,912	3,993	4,013	4,053
川尻	2,348	2,409	2,422	2,458	2,511	2,513
片岡	2,072	2,114	2,134	2,214	2,215	2,202
北区	2,690	2,748	2,833	2,872	2,989	2,945
合計	10,893	11,117	11,301	11,537	11,728	11,713

資料：町民課（各年3月31日現在）

(2) 子どもの状況

① 児童数・生徒数の推移

児童数・生徒数の推移をみると、年々減少しています。

児童・生徒数の推移

単位：人

		平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年
保育園	男	270	247	254	253	243	237
	女	237	239	239	233	249	254
	計	507	486	493	486	492	491
幼稚園	男	164	156	156	152	144	141
	女	193	164	165	160	159	147
	計	357	320	321	312	303	288
小学校	男	871	885	824	769	770	752
	女	816	811	798	791	744	712
	計	1,687	1,696	1,622	1,560	1,514	1,464
中学校	男	453	421	444	444	443	400
	女	395	375	373	369	372	368
	計	848	796	817	813	815	768
総数		3,399	3,298	3,253	3,171	3,124	3,011

資料：こども未来課、学校基礎調査（各年 5 月 1 日現在）

(3) 障害者の状況

① 身体障害者手帳所持者数の推移

身体障害者手帳所持者数をみると、合計では、ほぼ横ばいで推移しています。等級別にみると、1級が最も多くなっており、令和4年では340人となっています。

身体障害者手帳所持者数（障害種別）の推移

単位：人

	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
視覚障害	46	47	48	49	53	54
聴覚・平衡機能障害	47	43	40	39	42	41
音声・言語・そしゃく機能障害	5	7	8	8	15	15
肢体不自由	457	447	439	421	406	403
内部障害	282	287	310	315	337	329
合計	837	831	845	832	853	842

資料：福祉課（各年3月31日現在）

身体障害者手帳所持者数の推移（等級別）

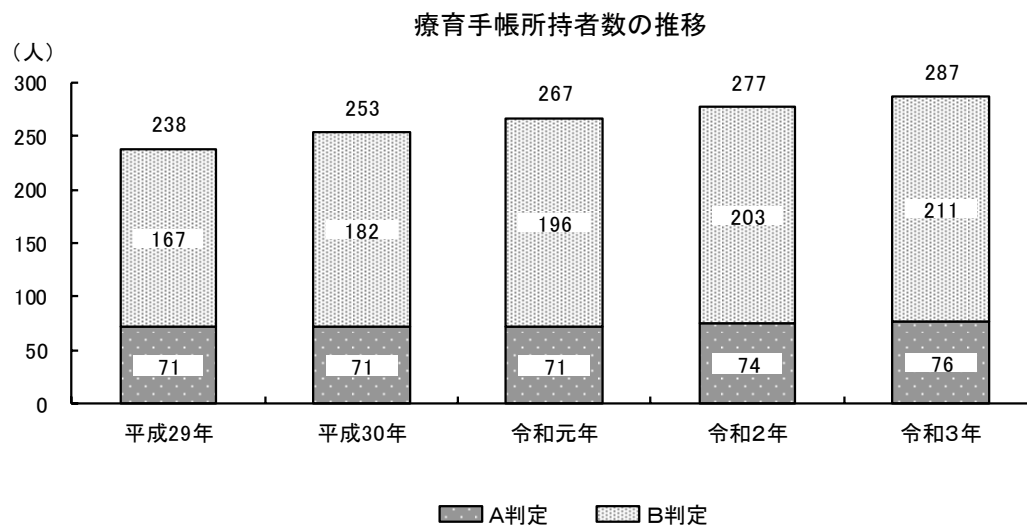
単位：人

	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
1級	324	331	344	333	350	340
2級	98	96	97	102	102	104
3級	106	104	109	110	114	120
4級	206	201	203	198	195	187
5級	59	59	55	53	50	51
6級	44	40	37	36	42	40
合計	837	831	845	832	853	842

資料：福祉課（各年3月31日現在）

② 療育手帳所持者数の推移

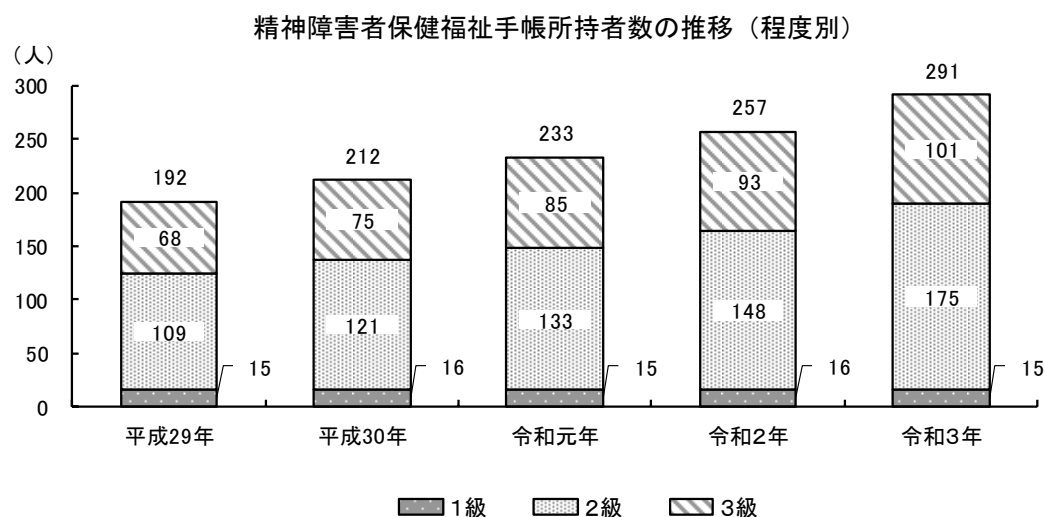
療育手帳所持者数の推移を等級別にみると、A判定はほぼ横ばい、B判定は増加傾向がみられます。



資料：福祉課（各年3月31日現在）

③ 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移（程度別）

精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移を等級別にみると、2級、3級が年々増加しています。

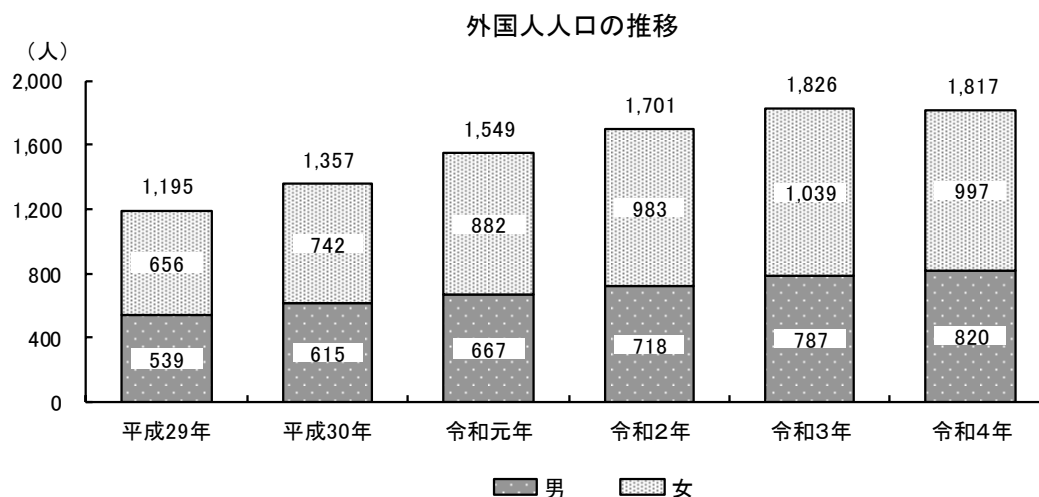


資料：福祉課（各年3月31日現在）

(4) 外国人の状況

① 外国人人口の推移

外国人人口は概ね増加しており、令和3年で1,826人と最も多く、令和4年では1,817人となっています。



資料：町民課（各年3月31日現在）

② 外国人人口 出身国の推移

国別にみると、令和4年でフィリピンが451人と最も多くなっており、次いでブラジルが307人となっています。

外国人人口 出身国の推移

単位：人

	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
フィリピン	328	362	389	412	418	451
中国	269	272	273	257	226	157
ブラジル	241	273	303	309	307	307
ペルー	71	74	78	71	71	78
インドネシア	25	25	29	43	55	56
韓国	10	12	11	9	11	14
アルゼンチン	*	4	9	10	8	7
タイ	*	3	4	5	4	3
その他	251	332	453	585	726	744
合計	1,195	1,357	1,549	1,701	1,826	1,817

資料：町民課（各年3月31日現在）

(5) その他の支援が必要な人の状況

① 生活保護世帯・人数の推移

生活保護世帯・人数の推移をみると、世帯数は横ばいで推移し、被保険者数は減少傾向にあります。

生活保護世帯・人数の推移

	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年
生活保護世帯数（世帯）	115	118	113	112	116	114
被保険者数（人）	150	152	142	140	143	138

資料：福祉課（各年 3 月 31 日現在）

(6) 地域福祉活動の状況

① さわやかクラブ（老人クラブ）の状況

さわやかクラブ（老人クラブ）の状況は、高齢者数の増加に反して、加入者数は年々減少しています。

さわやかクラブ（老人クラブ）の状況

	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年
クラブ数（団体）	22	22	22	22	23	22
会員数（人）	1,146	1,122	1,071	969	913	821
65 歳以上人口（人）	7,084	7,204	7,339	7,420	7,508	7,617
加入率（％）	16.2	15.6	14.6	13.1	12.2	10.8

資料：社会福祉協議会（各年 4 月 1 日現在）

② 社会福祉団体の状況

令和3年で町内の社会福祉団体は6団体となっており、さわやかクラブ連合会の会員数が913人となっています。

社会福祉団体状況

単位：人

	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
吉田町 身体障害者福祉会	226	220	220	180	160	154
吉田町 母子寡婦福祉会	21	21	19	18	*	*
吉田町 手をつなぐ育成会	32	31	28	27	28	27
吉田町 遺族会	443	419	409	396	396	388
吉田町 さわやかクラブ連合会	1,252	1,146	1,122	1,071	969	913
吉田町 精神保健福祉会秋桜	20	13	20	20	8	7
吉田町 精神保健福祉会たんぽぽ	*	*	*	14	20	22
榛南断酒会吉田支部	7	7	6	6	6	6

資料：社会福祉協議会（各年4月1日現在）

③ ボランティア保険加入団体数

令和4年で活動保険加入団体数は14団体、行事保険加入団体数は21団体となっています。

ボランティア保険加入団体数

単位：団体

	保険種類	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
加入団体数	活動保険	17	12	14	15	13	14
	行事保険	19	25	26	30	22	21

資料：社会福祉協議会（各年4月1日現在）

④ 町内で活躍するNPO法人数の推移

町内で活躍するNPO法人数は3団体で、横ばいで推移しています。

町内で活躍するNPO法人数の推移

単位：団体

	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
活動団体数	3	3	3	3	3	3

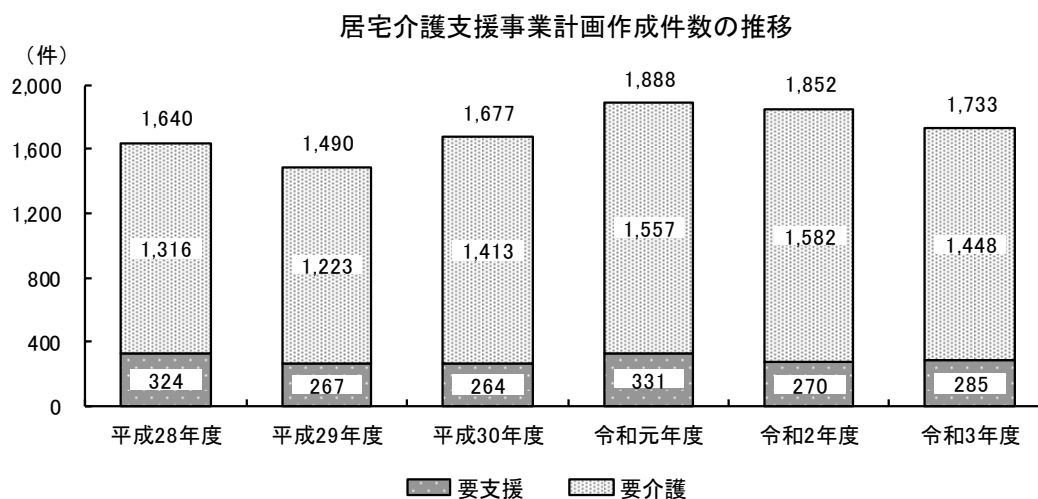
資料：企画課（各年3月末現在）

(7) 社会福祉協議会の活動内容の推移

1) 居宅介護支援事業

① 居宅介護支援事業計画作成件数の推移

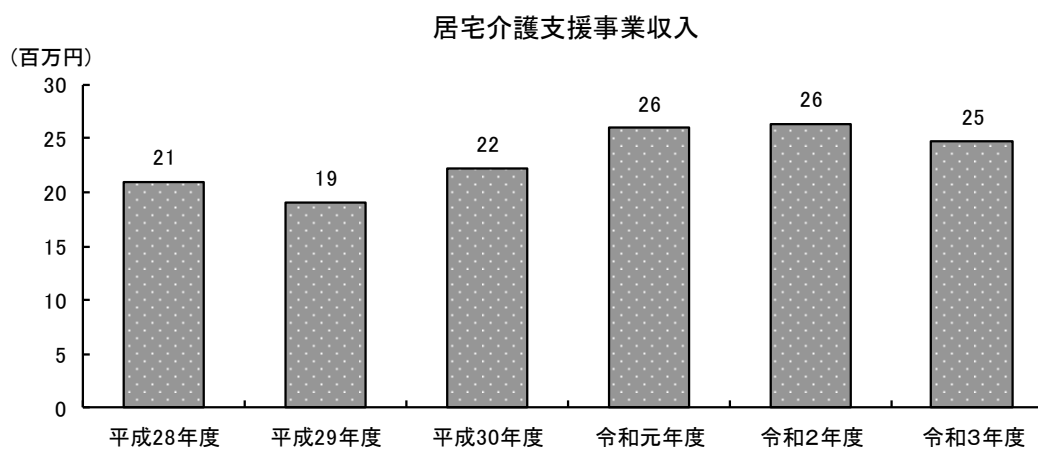
居宅介護支援事業計画作成件数の推移をみると、要支援、要介護ともに増減を繰り返し、令和元年度以降は年々減少しています。



資料：社会福祉協議会事業報告書（各年）

② 居宅介護支援事業収入

居宅介護支援事業収入は、年により増減しますが、令和3年度では2,500万円となっています。

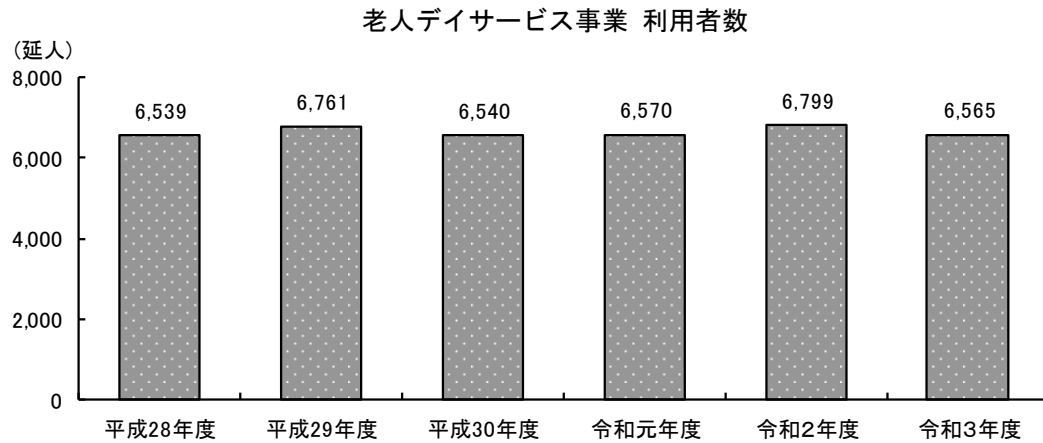


資料：社会福祉協議会事業報告書（各年）

2) 老人デイサービス事業

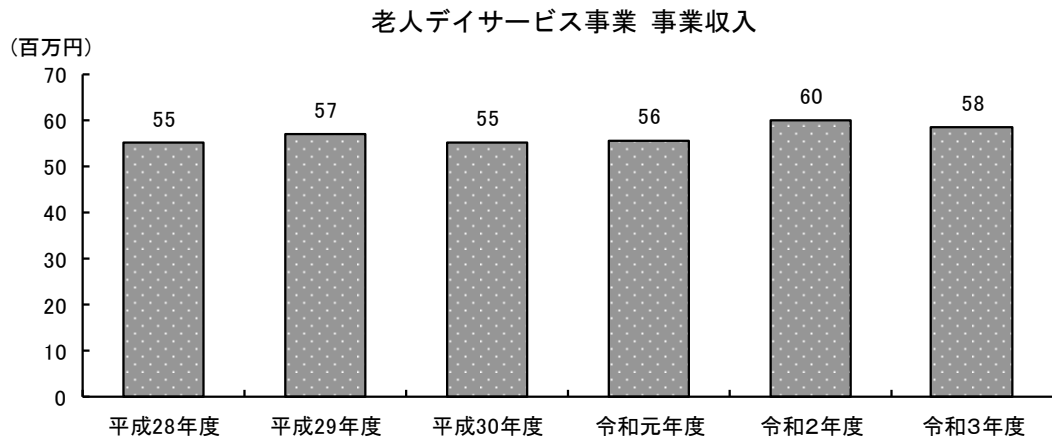
① 老人デイサービス事業 利用者数

老人デイサービス事業の利用者数、事業収入共に大きな変化はみられません。



資料：社会福祉協議会事業報告書（各年）

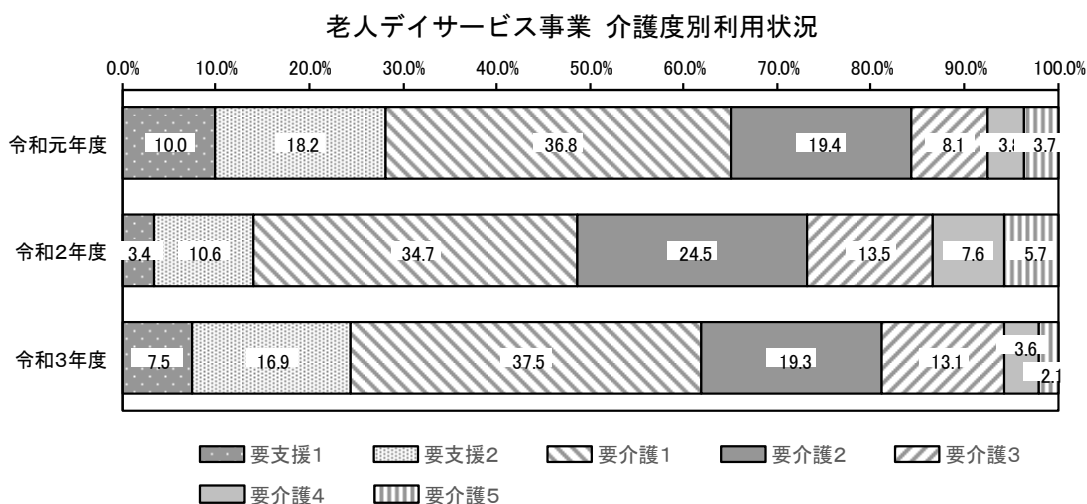
② 老人デイサービス事業 事業収入



資料：社会福祉協議会事業報告書（各年）

③ 老人デイサービス事業 介護度別利用状況

老人デイサービス事業の介護度別利用状況をみると、令和元年度から3年度で要介護1の利用者が最も多く、3割半ば以上を占めており、次いで要介護2の利用者数が多くなっています。



資料：社会福祉協議会事業報告書（各年）

3) 老人居宅介護等事業

① 老人居宅介護等事業の利用者数及び事業収入の推移

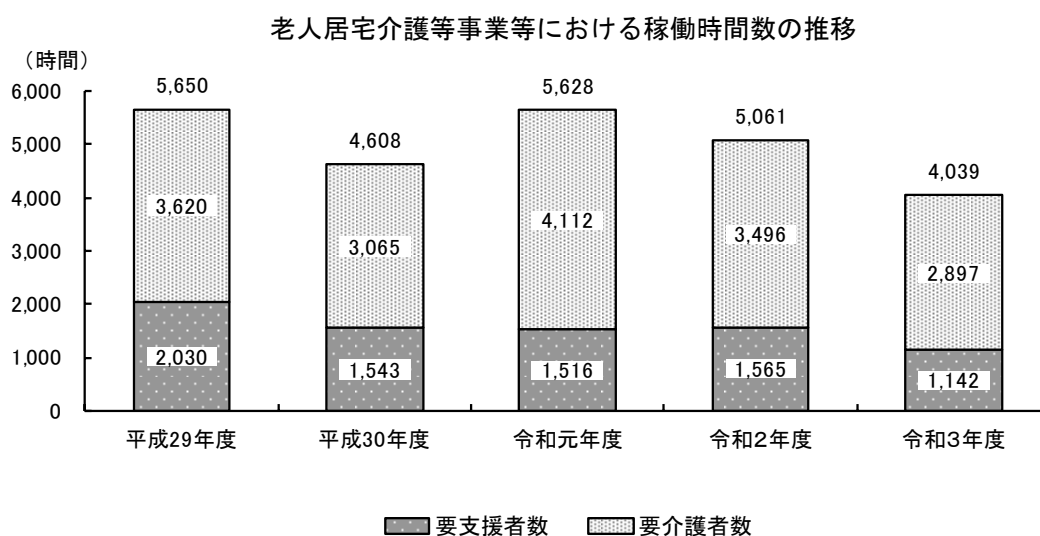
老人居宅介護等事業は、訪問介護職員（ホームヘルパー）による介護保険認定者への訪問介護を行っています。

老人居宅介護等事業利用者数及び事業収入の推移

	要支援者数	要支援者数 (月平均)	要介護者数	要介護者数 (月平均)	合計	合計 (月平均)	事業収入
平成28年	259人	21.6人	210人	17.4人	469人	39.0人	17,559,976円
平成29年	297人	24.8人	263人	21.9人	560人	46.7人	17,364,208円
平成30年	209人	17.4人	306人	25.5人	515人	42.9人	18,409,717円
令和元年	220人	18.3人	294人	24.5人	514人	42.8人	17,428,397円
令和2年	214人	17.8人	322人	26.8人	536人	44.6人	20,429,876円
令和3年	126人	10.5人	375人	31.3人	501人	41.8人	22,647,699円

資料：社会福祉協議会事業報告書（各年）

② 老人居宅介護等事業等における稼働時間数の推移



資料：社会福祉協議会事業報告書（各年）

4) 障害福祉サービス事業

① 居宅介護事業の利用者数及び事業収入の推移

居宅介護は、訪問介護職員（ホームヘルパー）による障害認定者への訪問介護を行っています。

居宅介護事業の利用者数及び事業収入の推移

	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年
利用者数	263 人	246 人	225 人	196 人	198 人	200 人
月平均	21.9 人	20.5 人	18.8 人	16.3 人	16.5 人	16.7 人
事業収入	9,729,916 円	8,443,834 円	8,642,709 円	6,929,528 円	6,807,966 円	6,474,480 円

資料：社会福祉協議会事業報告書（各年）

② 移動支援事業利用者及び事業収入の推移

移動支援事業利用者及び事業収入の推移

	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年
利用者数	159 人	180 人	166 人	139 人	133 人	133 人
月平均	13.3 人	15.0 人	13.8 人	11.6 人	11.1 人	11.1 人
事業収入	2,017,507 円	1,956,219 円	1,685,662 円	1,379,592 円	1,055,117 円	890,550 円

資料：社会福祉協議会事業報告書（各年）

5) 地域包括支援センター

地域包括支援センターでは、総合相談支援業務、権利擁護業務、介護予防ケアマネジメントなどを中心に、介護を必要とする人並びに高齢者の介護予防のために各種相談や事業・教室などの展開を図っています。

① 相談対応実績の推移

相談対応実績の推移

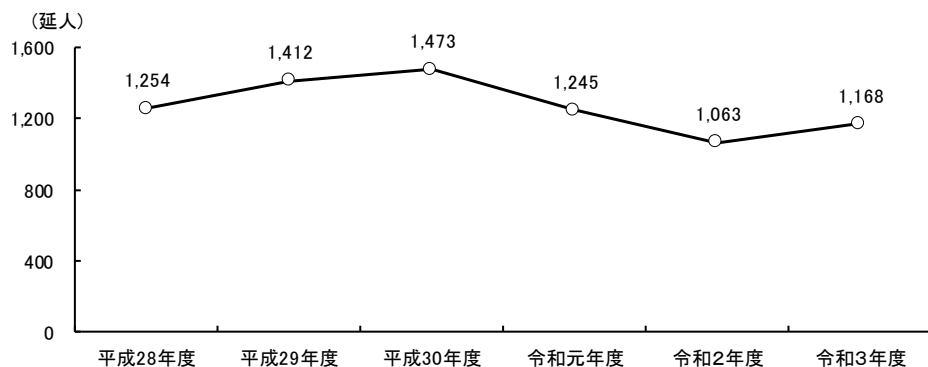
		令和元年	令和2年	令和3年
総合相談支援	介護に係る相談	1,229件	1,286件	1,635件
	施設入所に係る相談ほか	36件	21件	24件
権利擁護	高齢者虐待	120件	199件	78件
	後見、消費者被害	31件	14件	42件
介護予防	介護予防支援	1,965件	1,698件	1,788件
	事業対象者	666件	698件	579件
	二次予防事業対象者把握及び支援	—	—	—
ケアマネ支援	ケアマネジメントに係る相談	169件	237件	257件
その他		121件	31件	22件
合計		4,337件	4,184件	4,425件

資料：社会福祉協議会事業報告書（各年）

6) 地域支援事業

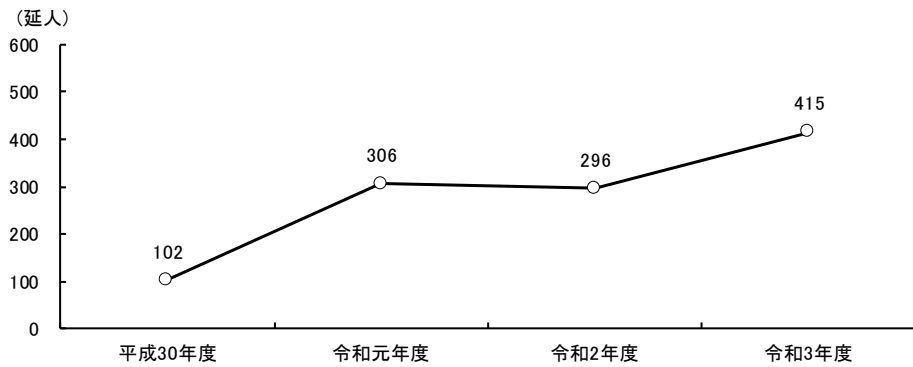
地域支援事業は、在宅高齢者への健康増進、閉じこもり予防、介護者の負担軽減を図り、リフレッシュに繋がる事業などを行っています。

① 認知症予防事業（はつらつ講座）参加人数の推移



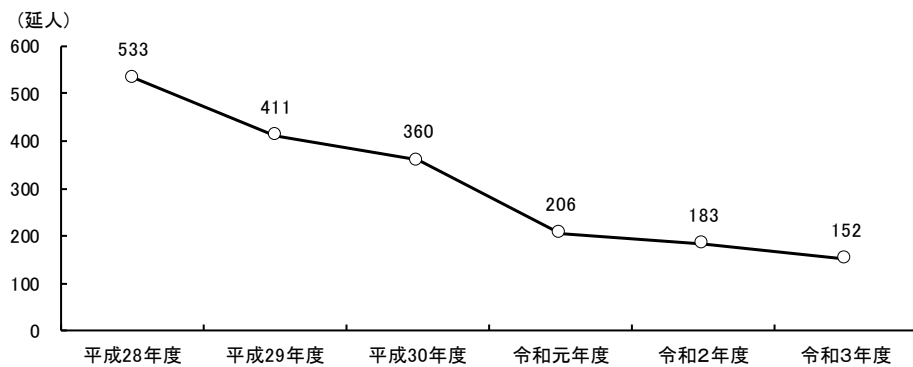
資料：社会福祉協議会事業報告書（各年）

② 介護予防普及啓発事業（おいしい集い）参加人数の推移



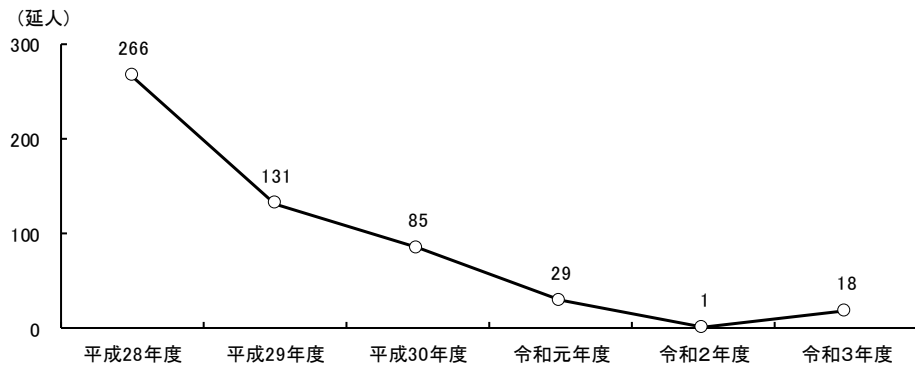
資料：社会福祉協議会事業報告書（各年）

③ 運動器の機能向上事業（パワリハ教室：トレーニング機器を利用した事業）参加人数の推移



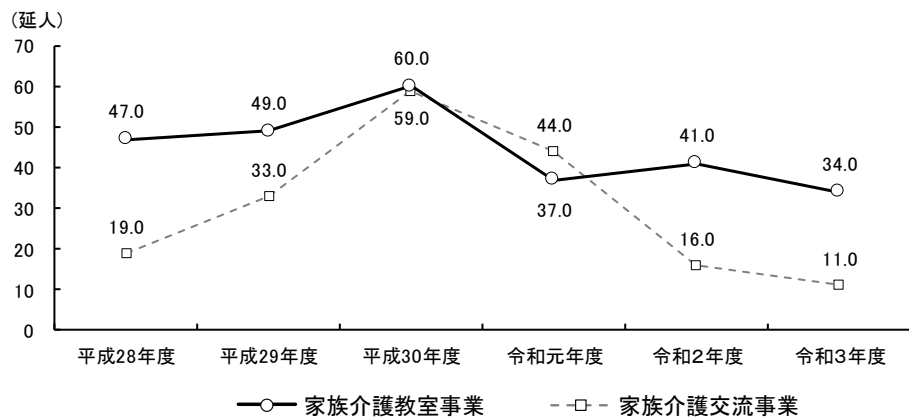
資料：社会福祉協議会事業報告書（各年）

④ 外出支援サービス（パワリハ参加者の送迎）参加人数の推移



資料：社会福祉協議会事業報告書（各年）

⑤ 家族介護支援事業（介護者のつどい）参加人数の推移



資料：社会福祉協議会事業報告書（各年）

2 吉田町地域福祉推進委員会

(1) 吉田町地域福祉推進委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域の生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制整備の推進を図るため、吉田町地域福祉推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 地域福祉の推進に関すること。
- (2) 地域福祉計画の策定に関すること。
- (3) 権利擁護に関すること。
- (4) 自殺対策に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要であると認めること。

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 地域住民の代表者
- (2) 福祉団体の代表者
- (3) 専門機関、団体等の代表者
- (4) 教育関係の代表者
- (5) 学識経験を有する者
- (6) その他町長が必要と認めた者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の委員が欠けたときの補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選とする。
- 3 委員長は、会務を総理し、会議の議長とする。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 会議は、委員の半数以上の者が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 会議は、必要に応じて委員以外の者に対し出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(部会)

第7条 委員会は、具体的な調査事項の検討や個別計画を策定するための部会を置くことができる。

2 部会の構成員は、その都度別に定める。

3 部会の座長は、福祉課長をもって充てる。

(守秘義務)

第8条 委員は、会議で知り得た秘密及び個人情報を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、福祉課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(2) 吉田町地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 吉田町における地域福祉活動計画（以下「活動計画」という。）を策定するため、吉田町地域福祉活動計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 計画の策定に必要な調査に関すること。
- (2) 計画の検討及び策定に関すること。
- (3) 計画の進捗状況の点検に関すること。
- (4) その他計画に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者の中から吉田町社会福祉協議会会長が委嘱する。

- (1) 地域住民の代表者
- (2) 福祉団体の代表者
- (3) 専門機関、団体等の代表者
- (4) 教育関係の代表者
- (5) 学識経験を有する者
- (6) その他町長が必要と認めたる者

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の委員が欠けたときの補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選とする。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の者が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長は、会議において必要と認めるときは、委員以外の者に対して出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(守秘義務)

第7条 委員は、会議で知り得た秘密及び個人情報等を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、吉田町社会福祉協議会において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成29年5月1日から施行する

(3) 吉田町地域福祉推進委員会委員名簿・
吉田町地域福祉活動計画策定委員会委員名簿

氏 名	所 属	備 考
福田 幸夫	静岡福祉大学 福祉心理学科教授	委員長
中村 道雄	吉田町自治会連合会 会長	
鈴木 伸保	吉田町民生委員児童委員協議会 会長	
知久 智美	吉田町民生委員児童委員協議会 主任児童委員	
枝村 和秋	吉田町身体障害者福祉会 会長	副委員長
岩根 政次	吉田町さわやかクラブ連合会 会長	
三輪 三枝子	吉田町女性団体連絡協議会 副会長	
良知 昌武	吉田町ボランティア連絡協議会 会長	
渡邊 まい子	特別支援学校PTA吉田地区 地区長	
鈴木 全弘	吉田町立自彊小学校PTA 会長	
田代 信子	吉田町地域包括支援センター センター長	
鳴谷 美智子	通いの場（そらベジ/GB'ずマルシェ） 団体代表	
土屋 正純	中部健康福祉センター 所長	

(令和5年3月1日現在)

3 根拠法令（抜粋）

（１）社会福祉法の目的（社会福祉法第１条）

この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉（以下「地域福祉」という。）の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もって社会福祉の増進に資することを目的とする。

（２）地域福祉の推進（社会福祉法第４条）

第4条 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

2 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

3 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

(3) 市町村地域福祉計画の策定（社会福祉法第107条）

（市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉，障害者の福祉，児童の福祉，その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項（包括的な支援体制の整備に関する事項）

2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときには、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

(4) 重層的支援体制整備事業（社会福祉法第106条の4）

（重層的支援体制整備事業）

第106の4 市町村は、地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制を整備するため、前条第一項各号に掲げる施策として、厚生労働省令で定めるところにより、重層的支援体制整備事業を行うことができる。

2 前項の「重層的支援体制整備事業」とは、次に掲げるこの法律に基づく事業及び他の法律に基づく事業を一体のものとして実施することにより、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する支援体制並びに地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境を一体的かつ重層的に整備する事業をいう。

- 一 地域生活課題を抱える地域住民及びその家族その他の関係者からの相談に包括的に応じ、利用可能な福祉サービスに関する情報の提供及び助言、支援関係機関との連絡調整並びに高齢者、障害者等に対する虐待の防止及びその早期発見のための援助そ

その他厚生労働省令で定める便宜の提供を行うため、次に掲げる全ての事業を一体的に行う事業

イ 介護保険法第百十五条の四十五第二項第一号から第三号までに掲げる事業

ロ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十七条第一項第三号に掲げる事業

ハ 子ども・子育て支援法第五十九条第一号に掲げる事業

ニ 生活困窮者自立支援法第三条第二項各号に掲げる事業

二 地域生活課題を抱える地域住民であって、社会生活を円滑に営む上での困難を有するものに対し、支援関係機関と民間団体との連携による支援体制の下、活動の機会の提供、訪問による必要な情報の提供及び助言その他の社会参加のために必要な便宜の提供として厚生労働省令で定めるものを行う事業

三 地域住民が地域において自立した日常生活を営み、地域社会に参加する機会を確保するための支援並びに地域生活課題の発生防止又は解決に係る体制の整備及び地域住民相互の交流を行う拠点の開設その他厚生労働省令で定める援助を行うため、次に掲げる全ての事業を一体的に行う事業

イ 介護保険法第百十五条の四十五第一項第二号に掲げる事業のうち厚生労働大臣が定めるもの

ロ 介護保険法第百十五条の四十五第二項第五号に掲げる事業

ハ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十七条第一項第九号に掲げる事業

ニ 子ども・子育て支援法第五十九条第九号に掲げる事業

四 地域社会からの孤立が長期にわたる者その他の継続的な支援を必要とする地域住民及びその世帯に対し、訪問により状況を把握した上で相談に応じ、利用可能な福祉サービスに関する情報の提供及び助言その他の厚生労働省令で定める便宜の提供を包括的かつ継続的に行う事業

五 複数の支援関係機関相互間の連携による支援を必要とする地域住民及びその世帯に対し、複数の支援関係機関が、当該地域住民及びその世帯が抱える地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制を整備する事業

六 前号に掲げる事業による支援が必要であると市町村が認める地域住民に対し、当該地域住民に対する支援の種類及び内容その他の厚生労働省令で定める事項を記載した計画の作成その他の包括的かつ計画的な支援として厚生労働省令で定めるものを行う事業

- 3 市町村は、重層的支援体制整備事業（前項に規定する重層的支援体制整備事業をいう。以下同じ。）を実施するに当たっては、母子保健法第二十二条第二項に規定する母子健康包括支援センター、介護保険法第百十五条の四十六第一項に規定する地域包括支援センター、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十七条の二第一項に規定する基幹相談支援センター、生活困窮者自立支援法第三条第二項各号に掲げる事業を行う者その他の支援関係機関相互間の緊密な連携が図られるよう努めるものとする。
- 4 市町村は、第二項各号に掲げる事業の一体的な実施が確保されるよう必要な措置を講じた上で、重層的支援体制整備事業の事務の全部又は一部を当該市町村以外の厚生労働省令で定める者に委託することができる。
- 5 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であつた者は、正当な理由がないのに、その委託を受けた事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（5）成年後見制度の利用の促進に関する法律

（市町村の講ずる措置）

- 第14条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 2 市町村は、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関して、基本的な事項を調査審議させる等のため、当該市町村の条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

(6) 再犯の防止等の推進に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、国民の理解と協力を得つつ、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進すること等による再犯の防止等が犯罪対策において重要であることに鑑み、再犯の防止等に関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「犯罪をした者等」とは、犯罪をした者又は非行少年（非行のある少年をいう。以下同じ。）若しくは非行少年であった者をいう。

2 この法律において「再犯の防止等」とは、犯罪をした者等が犯罪をすることを防ぐこと（非行少年の非行をなくすこと及び非行少年であった者が再び非行少年となることを防ぐことを含む。）をいう。

(地方再犯防止推進計画)

第八条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（次項において「地方再犯防止推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

2 都道府県及び市町村は、地方再犯防止推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

4 用語解説

	用語	解説
あ 行	アセスメント	事前評価、初期評価。障害福祉サービス利用者等の身体機能や環境などを事前に把握することで今後のケアに必要な見通しを立てるために必要な評価のこと。
	SNS	“Social Networking Service” の略称で、登録された利用者同士が交流できるウェブサイトの会員制サービスのこと。
	SDGs	“Sustainable Development Goals” の略称。日本語では「持続可能な開発目標」と呼ぶ国際社会共通の目標で17の目標と169の具体目標で構成されている。
	NPO	社会的な活動をする民間の非営利組織。
	NPO法人	民間非営利団体のうち、法的な人格を認められた特定非営利活動法人のこと。
か 行	核家族	家族形態のひとつで具体的には、「夫婦のみの世帯」「夫婦と未婚の子のみの世帯」「ひとり親と未婚の子のみの世帯」のいずれかの形態を指す。
	協議体	地域の各種団体で構成される協議会として位置付け、地域で起こっている福祉に関する問題、課題を解決する場、情報交換の場となる。
	共生社会	さまざまな状況や状態の人々がすべて分け隔てなく包摂され、支え手側と受け手側に分かれることなく共に支え合い、多様な個人の能力が発揮されている活力ある社会。
	協働	多様な主体同士が共通の目的に向かって、お互いに対等な立場で連携・協力すること。
	ゲートキーパー	自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人のこと。
	権利擁護	社会的弱者が様々な局面で不利益を被ることがないように、弁護あるいは擁護する制度の総称。成年後見制度は、その一つである。
	更生保護	犯罪をした人や非行のある少年を社会の中で適切に処遇することにより、その再犯を防ぎ、非行をなくし、これらの人たちが自立し改善更生することを助ける取り組み。
	高齢化率	65歳以上の人口が総人口に占める割合のこと。

	用語	解説
	子ども食堂	地域のボランティア等の協力を得て、無料または低価格帯で子どもたちに食事や温かな団欒を提供するコミュニティの場。
	子どもの貧困	経済的状況や世帯状況に起因する困難な状況により、子どもたちの生活水準が満たされておらず心身の維持が困難である絶対的貧困にある生活状況のこと。
	コロナ禍	新型コロナウイルス感染症が招いた危機的・災厄的な状況のこと。社会的・政治的・経済的な混乱・不安・損失等を総称した言葉。
さ 行	再犯防止推進計画	犯罪をした者等が、社会において孤立することなく再び地域社会の一員として生活を送れるよう更生支援等を行うための施策を盛り込んだ計画。
	サロン	身近な場所で気軽に集まり、楽しくふれあいを深めて交流することができる活動の場。
	社会福祉法	社会福祉サービスの基礎をなす法律で、社会福祉の目的や理念、原理等を盛り込み、社会福祉事業の範囲や社会福祉の基礎構造に関する規定が定められている。
	住民参加	行政の意思決定過程に住民が加わることであり、特に、地方自治体への参加を指して使われる。
	障害福祉計画	障害者自立支援法に基づく自治体の計画で、障害者それぞれの日常生活の自立・社会的自立を支える自立支援給付及び地域生活支援事業に関する事項を示す計画。
	自立支援協議会	障害があっても住みやすい地域を作るため、ライフステージに応じた課題について、支援に関わる者が協議・連携・協働するために設置される機関。
	生活困窮者	生活困窮者自立支援法第3条第1項に定める「就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者」。
	成年後見制度	判断能力が十分でなく、自分自身の権利を守ることができない成人の財産管理等を支援するための制度。
	セーフティネット	生活することが困難な状態に陥った場合に援助したり、そうした事態になることを防止する仕組み。
た 行	第三者評価	社会福祉法人等の事業者や利用者以外の中立的な第三者機関が、事業者の提供する福祉サービスを専門的かつ客観的な立場から総合的に評価するもので、福祉サービスを利用する方々への情報提供、及び事業者のサービスの質の向上を図るため、その結果を公表している。

	用語	解説
	地域ケア会議	地域包括支援センターまたは行政が主催する行政職員をはじめ地域の関係者から構成される会議体で、参加者がそれぞれの専門知見を共有しながらよりよい支援内容について検討し、要援護になりうる高齢者に対するサービスの総合調整を行うための仕組み。
	地域共生社会	制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のこと。平成28年6月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」において地域共生社会の実現が盛り込まれており、今後の福祉改革を貫く「基本コンセプト」と位置づけられている。
	地域コミュニティ	地域住民が生活している場所、すなわち消費、生産、労働、教育、医療、遊び、スポーツ、芸能、祭りなどに関わり合いながら、住民相互の交流が行われている地域社会、あるいはそのような住民の集団を指す。
	地域生活課題	福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題。
	地域福祉活動計画	地域福祉計画と連携・協働し、地域住民及び福祉・保健等の関係団体や事業者が、地域福祉推進に主体的に関わるための具体的な活動の計画であり、社会福祉協議会が中心となり策定する。地域住民やボランティア、当事者などが主体的に参加し、地域社会を基盤にして進めていく地域福祉を、どのように推進していくかをまとめたもの。
	地域包括ケアシステム	誰もが住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けるため、医療・介護・予防・住まい・生活支援サービスが切れ目なく提供される仕組み。

	用語	解説
	地域包括支援センター	市町村が設置主体となり、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員等を配置して、地域で暮らす高齢者の介護や福祉、医療、健康、認知症のことなど、さまざまな面から総合的に支えるため、必要な援助を行う相談窓口。
な 行	日常生活自立	適切な生活習慣の形成を促すため、適切な身だしなみに関する指導や助言等を行うこと。
	日常生活自立支援事業	判断能力が不十分なため、適切な福祉サービスを受けることが困難な高齢者等に対して契約に基づき、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理等を行い、地域で自立した生活が送れるよう支援する事業。
	認知症	いったん正常に発達した知能が、脳の病的な変化により低下し、日常生活上あるいは社会生活上支障をきたした状態をいう。代表的なものとして、アルツハイマー型認知症、脳血管性認知症、レビー小体型認知症、前頭側頭型認知症がある。症状としては、認知機能障害（物忘れなど）、精神症状・行動障害（幻覚、妄想、徘徊など）、神経症状（パーキンソン様症状など）などがみられる。
	認知症高齢者	高齢期における脳の広範な器質的障害により、獲得されている知能が低下していく「認知症症状」を示している高齢者のこと。
	認知症サポーター	認知症を正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守る応援者のことであり、認知症サポーター養成講座を受講した人を認知症サポーターと呼んでいる。
は 行	8050問題	80代前後の高齢の親が50代前後のひきこもりの子どもの生活を支える問題。
	バリアフリー	障害者や高齢者などが日常生活を送る上での妨げとなる、さまざまな障壁（バリア）を取り除くこと。もとは段差や仕切りの解消などを指したが、現在では、意識や各種制度などあらゆる面において、社会参加を困難にするものを取り除くこととして用いられる。
	ひきこもり	「ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン」（厚生労働省、平成22年5月19日公表）で定義される「様々な要因の結果として社会的参加（義務教育を含む就学、非常勤職を含む就労、家庭外での交遊など）を回避し、原則的には6か月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態（他者と交わらない形での外出は除く）を指す現象概念」。

	用語	解説
	避難行動要支援者	災害が発生したときまたは災害が発生する恐れがあるときに、自ら避難することが困難な要配慮者であって、円滑・迅速な非難のために特に支援が必要な人。
	P D C A サイクル	計画 (plan)、実行 (do)、評価 (check)、改善 (action) のプロセスを順に実施し、最後の action では check の結果から、最初の plan の内容を見直して、次回の plan に結び付ける。このらせん状のプロセスを繰り返すことによって、継続的な業務改善活動を推進するマネジメント手法。
	福祉避難所	主として要配慮者を滞在させることを想定し、災害対策基本法施行令に規定された避難所。
	保護司	保護司法に基づき、法務大臣から委嘱を受けた非常勤の国家公務員で、犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支える民間のボランティア。
	ボランティアセンター	社会福祉協議会内に設置されている機関で、ボランティアを希望する人を登録し、ボランティアを必要とする人とのコーディネートを行っている。
ま 行	民生委員・児童委員	民生委員は、厚生労働大臣から委嘱された特別職の地方公務員であり、児童委員も兼ねる。支援が必要な人の相談に応じ、町や関係機関へ橋渡しする支援等を行っている。また、児童委員の中から、関係機関等と児童委員とのつなぎ役となる主任児童委員が指名されている。
や 行	ヤングケアラー	家族にケアを必要とする人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポート等を行っている18歳未満の子ども。
	ユニバーサルデザイン	年齢や性別、身体の状態等に関わらず、誰もが安全に使いやすくわかりやすい暮らしを実現するために、物や環境、サービス等を設計段階からデザインすること。「バリアフリー」が既にある障害（バリア）を解消することであるのに対し、「ユニバーサルデザイン」は、最初から障害（バリア）を作らないようにすること。
	要配慮者	災害対策基本法に基づく、高齢者、障害のある人、乳幼児等、防災上特に配慮を要する人。

第4期吉田町地域福祉計画・
第4期吉田町地域福祉活動計画

発行日：令和5年3月

発行：静岡県榛原郡吉田町

編集：吉田町役場 福祉課

〒421-0395 静岡県榛原郡吉田町住吉 87 番地

TEL：0548-33-2104 FAX：0548-33-0361

社会福祉法人 吉田町社会福祉協議会

〒421-0303 静岡県榛原郡吉田町片岡 795-1

TEL：0548-34-1800 FAX：0548-33-2606

